

薬物乱用防止教育に関する 指導プログラム集

栃木県教育委員会事務局学校安全課

は し が き

薬物乱用に関する問題については、近年、MDMAや危険ドラッグ等、乱用薬物の多様化や、青少年を中心とする大麻乱用の拡大などが指摘されるとともに、インターネットの普及に伴い、児童生徒が危険薬物に関する有害情報に容易にアクセス可能となるという問題も生じています。

これまで県では、「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき「栃木薬物乱用防止推進プラン」を平成28（2016）年3月に策定し、中学校・高等学校における薬物乱用防止教室開催の推進や薬物乱用防止教育の指導者を対象とした研修会の開催による薬物乱用防止教室の内容の充実等に努めて参りました。

このような中、新たな「学習指導要領」や平成30（2018）年8月に策定された「第五次薬物乱用防止五カ年戦略」により、薬物乱用防止教育は、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、好奇心や過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、広告・宣伝や入手しやすさなどの社会環境などにも助長されること、また、それらに適切に対処する必要性があることを理解できるようにするなど、より一層の充実を図ることとされました。

これらの状況を踏まえ、県教育委員会では、この度、小学校・中学校・高等学校のそれぞれの発達段階における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の指導例「薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集」を作成しました。

各学校において本書を活用することにより、薬物乱用防止教室の指導方法や内容の充実を図り、児童生徒が乱用薬物等の危険性・有害性について正しい知識を習得し、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上が図られることを期待しております。

最後に、本プログラム集の作成にあたり、御尽力いただきました関係者の方々に対しまして、感謝申し上げます。

平成31（2019）年2月

栃木県教育委員会事務局学校安全課長

目 次

【小学校用プログラム】	1
◎ 低学年 学級活動（2） 「くすりを正しくつかおう」	
◎ 中学年 学級活動（2） 「スポーツドリンクの飲み方を考えよう」	
◎ 高学年 学級活動（2） 「薬物のこわさを知ろう」	
【中学校用プログラム】	15
◎ 学級活動（2） 「喫煙と健康」	
◎ 学級活動（2） 「Eガト [®] リク・栄養ドリンク・スマート [®] ラッグと健康」	
◎ 学級活動（2） 「医薬品と健康」	
【高等学校用プログラム】	27
◎ ホームルーム活動（2） 「危険ドラッグに手を出さないために！」	
◎ ホームルーム活動（2） 「薬物のない理想の社会を実現するために」	
◎ ホームルーム活動（2） 「世界で進む大麻合法化に私たちがするべき対策」	
＜関係資料＞	
➤ 全国における薬物乱用の現状	43
◇ 喫煙・飲酒関係	
◇ 毒物・劇物関係	
◇ 薬物関係	
➤ 栃木県における薬物乱用防止への取組	
◇ 教育委員会（学校安全課）の取組	
◇ 保健福祉部（薬務課）の取組	
◇ 警察本部（少年課）の取組	
◇ 「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」の概要	
➤ 参考	
◇ 小学校学習指導要領（抜粋）	
◇ 中学校学習指導要領（抜粋）	
◇ 高等学校学習指導要領（抜粋）	
◇ 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（概要）	
◇ 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」と「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」のフォローアップの概要	

小学校低学年 学級活動（2）指導案

- 1 題材 「くすりを正しくつかおう」 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- 2 本時のねらい
自分の健康に関心を持ち、健康な生活を続けるために自分に合ったよりよい解決方法などについて考え、判断し、実践できるようにする。
- 3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
5分つかむ	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前のアンケートの結果をもとに医薬品の使用経験を振り返り、自分たちの身近な問題であることを知る。 2 本時の課題を確認する。 くすりの正しいつかい方を、おうちの人につたえよう。 	<p>○「医薬品に関する実態調査と意識調査」の結果を活用し、自分自身の課題として捉えられるようにする。</p> <p>※資料2を参照</p>
20分さぐる	<ol style="list-style-type: none"> 3 とち木さんの生活の様子について考える。 とち木さんは小学2年生。 前の日からかぜをひいてしまったとち木さんは、食よくがなく、朝ごはんが食べられません。 とち木さんは、かぜがひどくならないように、お母さんに内しよで、家にあった玉のくすりを水なしでそのままのんでから学校に行きました。 お昼になりました。まちにまったきゅう食ですが、かぜをひいてのどがいたくてあまり食べられません。 とち木さんは早くかぜをなおしたくてくすりをさがしました。すると、ずっと前にかぜをひいたときにびょういんでもらってのみわすれていたくすりがランドセルに入っていました。そこで、昼と夜の分のくすりを水とうに入っていたお茶でのみしました。 <p>・この中で、よくない行動に線を引き、なぜよくないのか理由を考える。(個人→グループ→全体)</p>	<p>○かぜ薬を提示して、自分の経験を想起させる。</p> <p>○「くすりののみ方」「くすりのりょう」など、よくない行動をおおまかに分けて、医薬品には使用方の約束があることに着目させる。</p> <p>○病院や薬局で薬をもらうときのことを思い出させる。</p>
15分みつける	<ol style="list-style-type: none"> 4 3の事例をもとに、薬の正しい使い方について考える。 ・薬を飲むときに、注意しなければならないことを考える。 ・友達の発表を聞いて、気付いたことがあれば付け足す。 5 養護教諭（学校薬剤師）の話聞く。 	<p>○症状に合ったものを決められた時間に、必要な分だけ飲むことを理解させる。約束を守らず、自分勝手に使うと危険なことがあることをおさえる。</p> <p>○自然治癒力についても説明する。</p> <p>○医薬品の服用、使用の注意点について、養護教諭又は、学校薬剤師が(必要に応じて、実演を交えて)説明する。</p>
5分きめる	<ol style="list-style-type: none"> 6 本時の話し合いをもとに、今後の生活で薬を飲むときに気をつけることを考える。(意思決定) ・必要に応じて、意思決定したことを発表させる。 	<p>○家の人に伝える形式で書かせることで、本時の振り返りと意思決定をさせる。</p>

※ かぜ薬の内容を扱うため、かぜの流行前の10月頃に扱うとより効果的だと考えられる。

資料1 (ワークシート)

学級活動「くすりを正しくつかおう」

年 組 番 名前

(めあて)

くすりの正しいつかい方を、おうちの人につたえよう

1 とち木さんの生活のようすの中で、よくない行動に線を引いて、そのりゆうを考えよう。

ある日のとち木さんの話

とち木さんは小学2年生。

前の日からかぜをひいてしまったとち木さんは、食よくがなく、朝ごはんが食べられません。

とち木さんは、かぜがひどくならないように、お母さんに内しよで、家にあった玉のくすりを水なしでそのままのんでから学校に行きました。

お昼になりました。まちにまったきゅう食ですが、かぜをひいてのどがいたくてあまり食べられません。

とち木さんは早くかぜをなおしたくてくすりをさがしました。すると、ずっと前にかぜをひいたときにびょういんでもらってのみわすれていたくすりがランドセルに入っていました。そこで、昼と夜の分のくすりを水とうに入っていたお茶でのみしました。



よくない行動だと考えたりゆう (なぜよくないのかなあ・・・)

2 くすりの正しいつかい方について考えよう。

くすりをのむときに、ちゅういすることは

(ふりかえり)

3 今日のじゅぎょうをふりかえて、学んだことをおうちの人につたえよう。

くすりについて今までの自分は、

今日のじゅぎょうで、

保護者の皆様

本日、学級活動で「くすりを正しくつかおう」という授業を行いました。本授業は、「自分の健康について関心を持ち、健康な生活を続けるために自分に合ったよりよい解決方法などについて考え、判断し、実践できるようにする。」ことを目標としたものです。是非ご家庭でも、医薬品の正しい使用法について話し合っただけだと幸いです。さらに、上記にありますお子様の振り返りをご覧になって、一言お子様に向けてご意見やご感想を書いていただくと、本時の学びの実践につながると考えられますのでご協力をお願いいたします。

おうちの人から



資料2（医薬品に関する実態・意識調査）

くすりにかんするちょうさ

1 つぎのしつもんに「はい」か「いいえ」でこたえてください。（どちらかをまるでかこみましよう。）

① おいしゃさんに出してもらったくすりをのまなかったことがある。

はい・いいえ

② 前にびょう気にかかったときの（おいしゃさんから出された）くすりをのんだことがある。

はい・いいえ

③ 前にびょう気にかかったときの（おいしゃさんから出された）くすりやドラッグストアに売っているくすりを親にないしょでのんだことがある。

はい・いいえ

④ 友だちや家そくのくすりをないしょでのんだことがある。

はい・いいえ

⑤ ジュースやお茶など、水いがいでくすりをのんだことがある。

はい・いいえ

⑥ くすりをのむ時間をまもらなかったことがある。

はい・いいえ

2 つぎのしつもんにちかいものをまるでかこみましよう。

① くすりをたくさん飲むと早くよくなる。

そうおもう・少しそうおもう・あまりおもわない・おもわない

② くすりは、なるべくならのまない方がよい。

そうおもう・少しそうおもう・あまりおもわない・おもわない

③ くすりをのまなくても、びょう気はなおる。

そうおもう・少しそうおもう・あまりおもわない・おもわない

④ くすりは、水いがいのジュースなどでのもんでもだいじょうぶである。

そうおもう・少しそうおもう・あまりおもわない・おもわない

⑤ おいしゃさんから出されたくすりの方が、ドラッグストアなどで買ったくすりよりよくきく。

そうおもう・少しそうおもう・あまりおもわない・おもわない

⑥ くすりをのみつづけければ、びょう気はなおる。

そうおもう・少しそうおもう・あまりおもわない・おもわない

3 くすりをのむこといがいになんかことをしたらびょう気がよくなるとおもいますか。

小学校中学年 学級活動（２）指導案

1 題材 「スポーツドリンクの飲み方を考えよう」 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

2 本時のねらい

スポーツドリンクの成分を知り、健康を考えた正しい摂取の仕方を考えることができる。

3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
5分 つかむ	1 事前のアンケート結果をもとに、自分たちのスポーツドリンクの摂取状況について知り課題意識をもつ。 2 本時の課題を確認する。 スポーツドリンクの飲み方を考えよう。	○事前のアンケート結果を提示し、身近な問題であることを捉えさせる。 ※資料3を参照
10分 さぐる	3 スポーツドリンクを飲み過ぎるとどうなるのかを考える。(個人) スポーツドリンクを飲み過ぎると、どうなるとおもいますか？	○何人かの児童に発表させ、板書する。 【予想される反応】 ・肥満になりやすい ・むし歯になりやすい ・糖分の取り過ぎは、栄養のバランスの崩れを起こす
20分 みつける	4 スポーツドリンクや清涼飲料水の成分(糖分)についての説明を聞く。 5 3の説明をもとに、スポーツドリンクの摂取の仕方について考える。(個人→グループ→全体) スポーツドリンクの飲み方で気をつけることを考えよう。	○正しい知識を栄養教諭(学校栄養職員)又は、養護教諭が説明する。 ○考えがまとまらないときや、話合いがうまく進まないときは、助言する。
	6 話し合ったことを発表する。	○発表の内容を整理し板書する。 ○発表が終わった後、以下の点について栄養教諭(学校栄養職員)又は、養護教諭が補足説明する。 ・望ましい一日の糖分摂取量 ・スポーツドリンクや清涼飲料水の良い所
10分 きめる	7 本時の話合いをもとに、今後の生活でスポーツドリンクを飲むときに気をつけることを考える。(意思決定)	○健康に良いスポーツドリンクの飲み方ができるように自分のめあてを決めさせる。 ○一人一人が自分の問題として自分にできることを考えて書くようにさせる。 ○意思決定ができない児童へ助言する。 ○必要に応じて意思決定したことを発表させる。

※ 熱中症の危険性が高まる前の時期に実施した方が効果的だと考えられる。

資料1 (ワークシート)

《スポーツドリンクの飲み方を考えよう》



年 組 名前 _____

1 スポーツドリンクを飲み過ぎると、どうなると思いますか。



2 スポーツドリンクの飲み方で気をつけることを考えよう。

3 自分がこれからの生活で気をつけることを考えよう。



※ おうちの方からのコメントをお願いします。

資料2【説明資料】

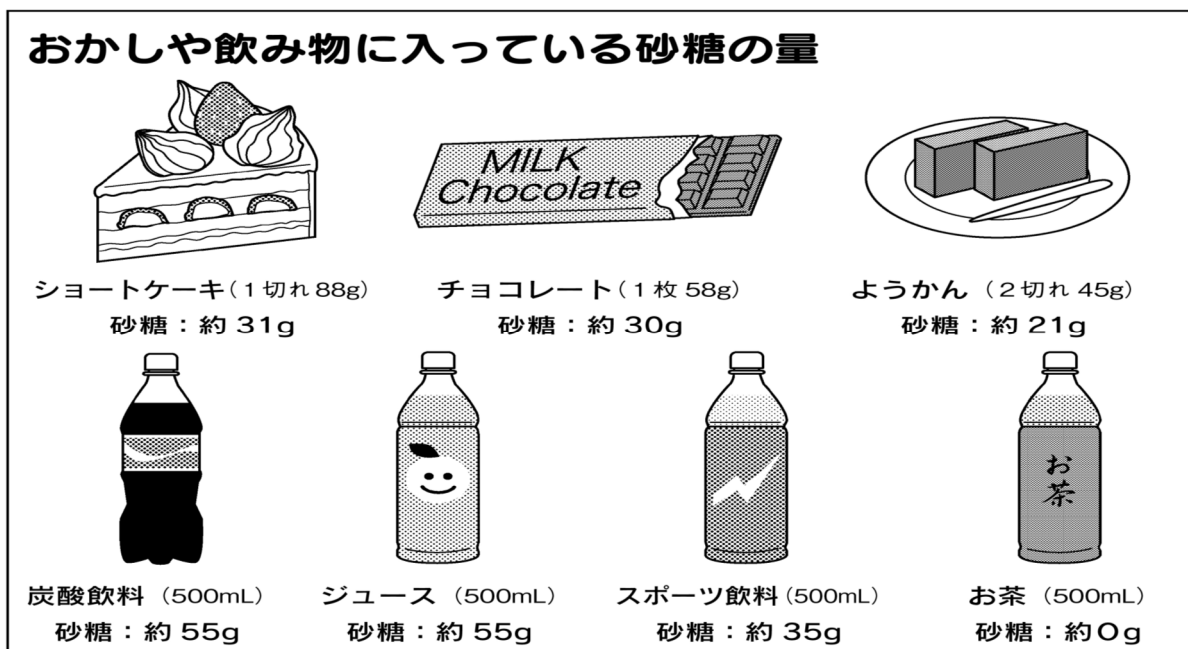
スポーツドリンクの飲み過ぎは、赤信号！



スポーツドリンクは、運動後や、軽い脱水症状が見られる時に、体から失われた水分や塩分（ナトリウムなど）を補給するために飲むには、効果的な飲み物ですが、食事中や、水がわりに飲む習慣は、むし歯などの原因につながります。

また、必要以上に飲み過ぎると、糖分の取り過ぎになり、体のためにもよくありません。

- ① むし歯の原因になります。糖分を体の中で利用するために、ビタミンB1 やカルシウムがたくさん使われてしまいます。
 - ・カルシウムの不足は、骨がもろくなり、むし歯になりやすく、気持ちもいらいらしくなります。



「ペットボトル症候群」の危険

暑くなると、清りょう飲料を水代わりに飲む人がいますが、清りょう飲料にはたくさんの糖分がふくまれているので、飲むと血液中の糖分が増え、さらにのどがかわきます。そこでまた清りょう飲料を飲むとさらにのどがかわく、という悪じゅんかんにおちいります。これはペットボトル症候群と呼ばれ、急性の糖尿病ともいえる危険なものです。



② 疲れやすくなります。

- ビタミンB1の不足は、疲れやすくなり、体調をくずしやすくなります。
また、集中力もなくなり、勉強や運動が手につかなくなります。



③ 肥満になりやすくなります。

- 取り過ぎた砂糖は、脂肪に形を変えて体に蓄積されます。



④ 甘みによって、満腹感を覚えてしまい、食欲不振になり、きちんとした食事がとれずに栄養のバランスがくずれてしまいます。

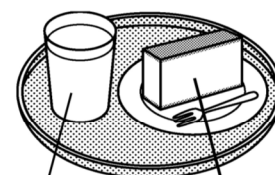
☆のどがかわいた時には、水や麦茶を飲むようにしましょう。

砂糖のとり過ぎをおさえるには

糖分の多い清りょう飲料など

は、コップに必要な分だけついで、飲むようにしましょう。

また間食であまいおかしを食べるときは、あまくない飲み物を飲むようにしましょう。



牛乳、お茶
お水など

あまい
おかし

【参考文献】

「少年写真新聞 給食ニュース No.1 354」2006年7月8日号

「ほけんイラストブック小学校編下巻」少年写真新聞社 2016年7月31日初版第1刷

資料3 (スポーツドリンクに関する実態・意識調査)

《スポーツドリンクについてのアンケート》

年 組 名前 _____

1. あなたは、スポーツドリンクを飲みますか？下のどれかに○をつけてください。

() よく飲む () たまに飲む () 飲まない

2. 「よく飲む、たまに飲む」とこたえた人は、いつ飲むことが多いですか？

あてはまるものに○をつけてください。(いくつでもいいです。)

() おやつを食べる時 () のどがかわいた時 () ご飯の時

() 運動をしている時 () かぜをひいた時

() その他 → ※どんなときに飲みますか？

--	--

3. 「よく飲む、たまに飲む」とこたえた人は、1日にどのくらい飲んでいきますか？

下のどれかに○をつけてください。

- () コップ1ぱいくらい
- () ペットボトル1本 (500ミリットル)
- () ペットボトル2本くらい (1000ミリットル)
- () ペットボトル2本以上 (1000ミリットル以上)



小学校高学年 学級活動（2）指導案

1 題材 「薬物のこわさを知ろう」 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

2 本時のねらい

薬物のこわさを知り、薬物を始めてしまうきっかけを理解することを通して、薬物の問題を自分のこととして捉え、絶対に使用しないという意思をもつことができる。

3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
5分 つかむ	1 未成年者の薬物使用のきっかけや状況を知り、自分たちにも関係する問題であることを知る。	○未成年者の薬物使用などに関するデータを用意し、提示する。 ○使用経緯として、「友だちや先輩に誘われて」が多いことを伝える。 ○必要に応じ、事前アンケートの結果を活用する。 ※別紙、資料3を参照
20分 さぐる	2 本時の課題を確認する。 薬物のこわさを知ろう。	
	3 薬物を勧められたときに断れない理由を考える。 なぜ、薬物を使用してしまうと思いますか。	○自分の意思で使用し始めた場合が少ないことを押さえる。 【予想される反応】 ・相手にさからえないから ・相手もしているから
	4 薬物をこわさについて説明を聞く。 【参考資料】 ◆「薬物乱用防止教室研修会受講者名簿」 （栃木県教育委員会）各校へ配布済 ◆「保健イラストブック小学校編下巻」 少年写真新聞社 2016年7月31日初版 第1刷	○学校薬剤師や養護教諭又は、薬物乱用防止指導員などから専門的な知識が得られるようにする。 ○図やイラストなどを活用し、視覚的に訴えるようにする。 ○依存性についてふれ、一度使ったらやめられないことを押さえる。
10分 みつける	5 薬物を使用しないために大切なことは何かを話し合い発表する。（個人→グループ→全体） 薬物を使用しないために大切なことは、何だと思いますか？	○グループの発表を板書する。 ○勧められた場合、断り方は様々なものがあり、自分の性格や状況に応じて決めることが重要であることを伝える。
10分 きめる	6 本時の話し合いをもとに、今後の生活で薬物を使用しないために気をつけることを考える。（意思決定）	○断る勇気と自分を大切に思う気持ちが最も大切であることを理解させる。 ○必要に応じ、教師が薬物を勧める役となり、数人に断り方のロールプレイをさせる。

※ 長期休業（夏季休業前）に実施すると効果的だと考えられる。

資料1 (ワークシート)

学級活動「薬物のこわさを知ろう」

年 組 番 名前

- 1 薬物を使用しないために大切なことは、何だと思いますか？
自分の考えを書きましょう。

Blank rounded rectangular box for writing answers to question 1.

グループで、でた意見を書きましょう。

Blank rounded rectangular box for writing group opinions.



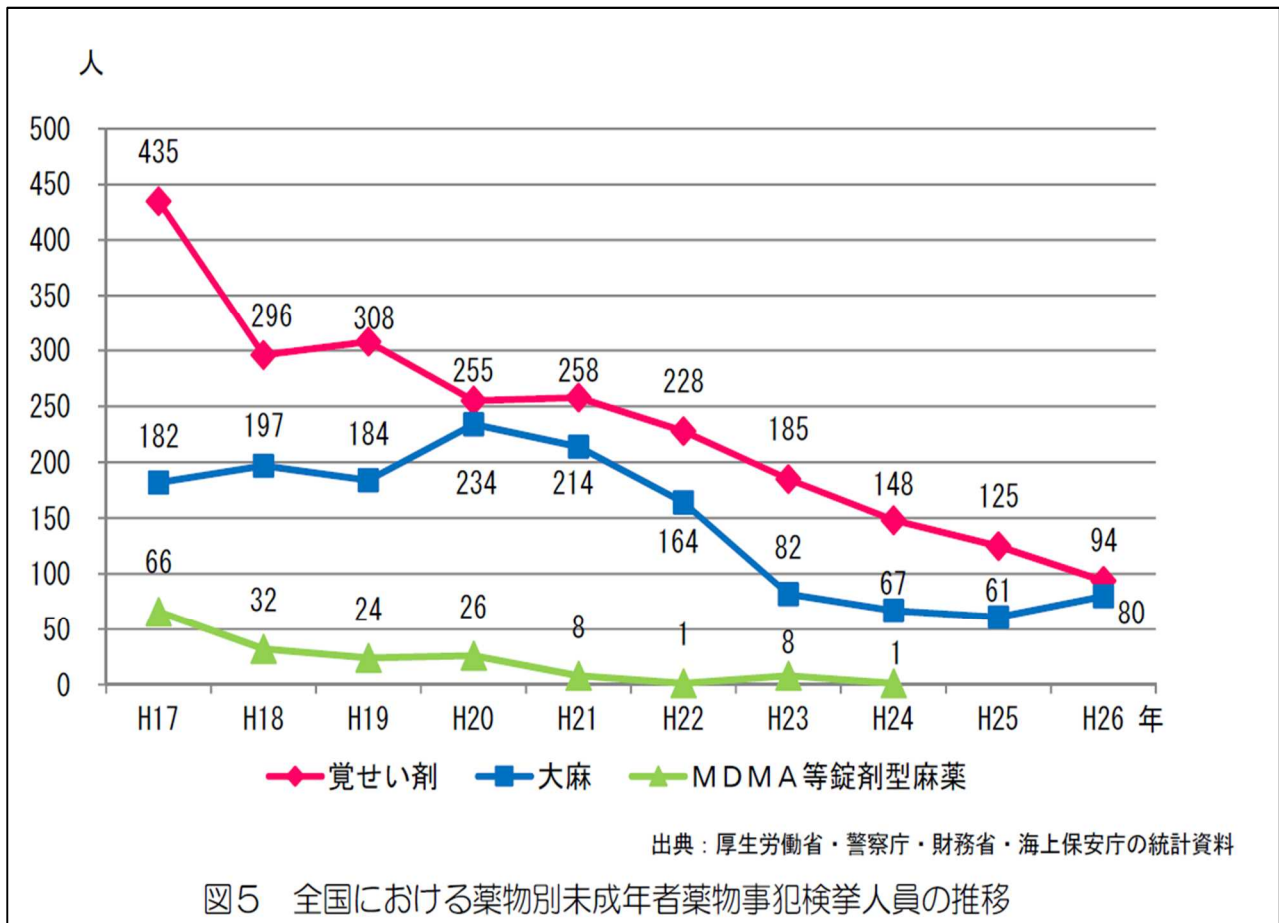
- 2 あなたは、これからの生活の中で、どんなことに気をつけたらよいと思いますか？

Large blank rounded rectangular box for writing answers to question 2.



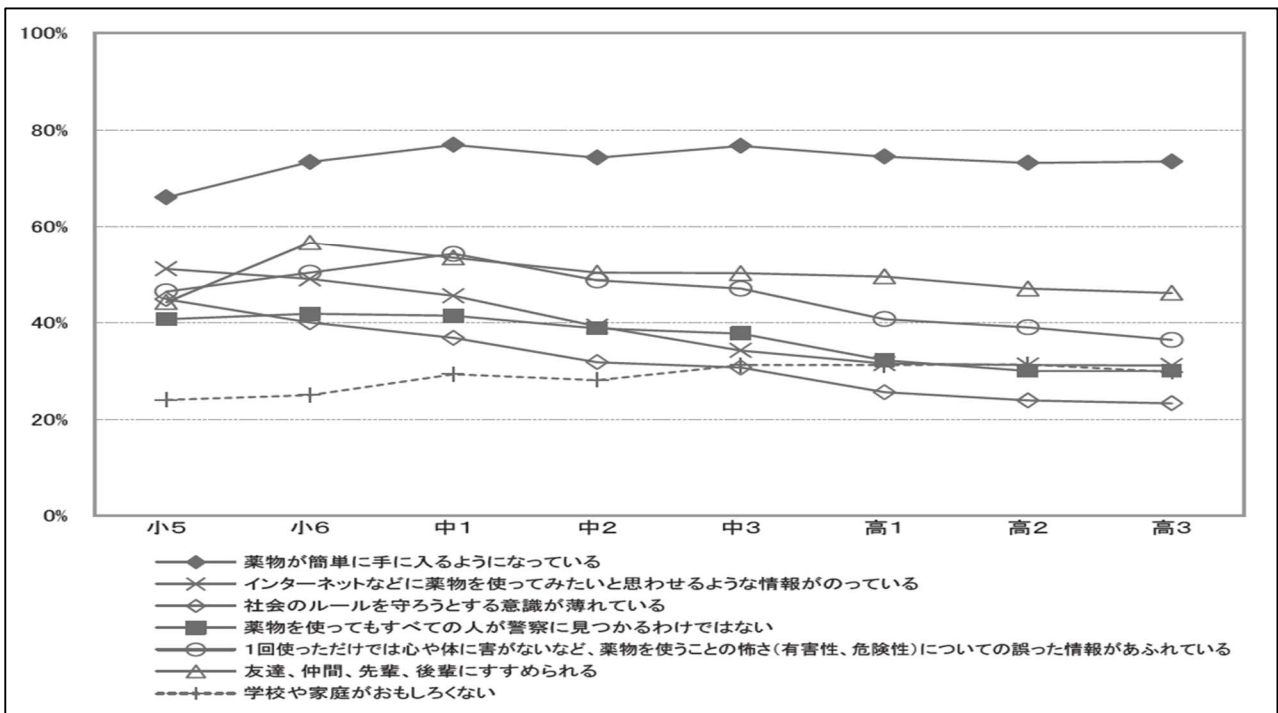
資料2【説明資料】

未成年者の薬物使用などに関するグラフ

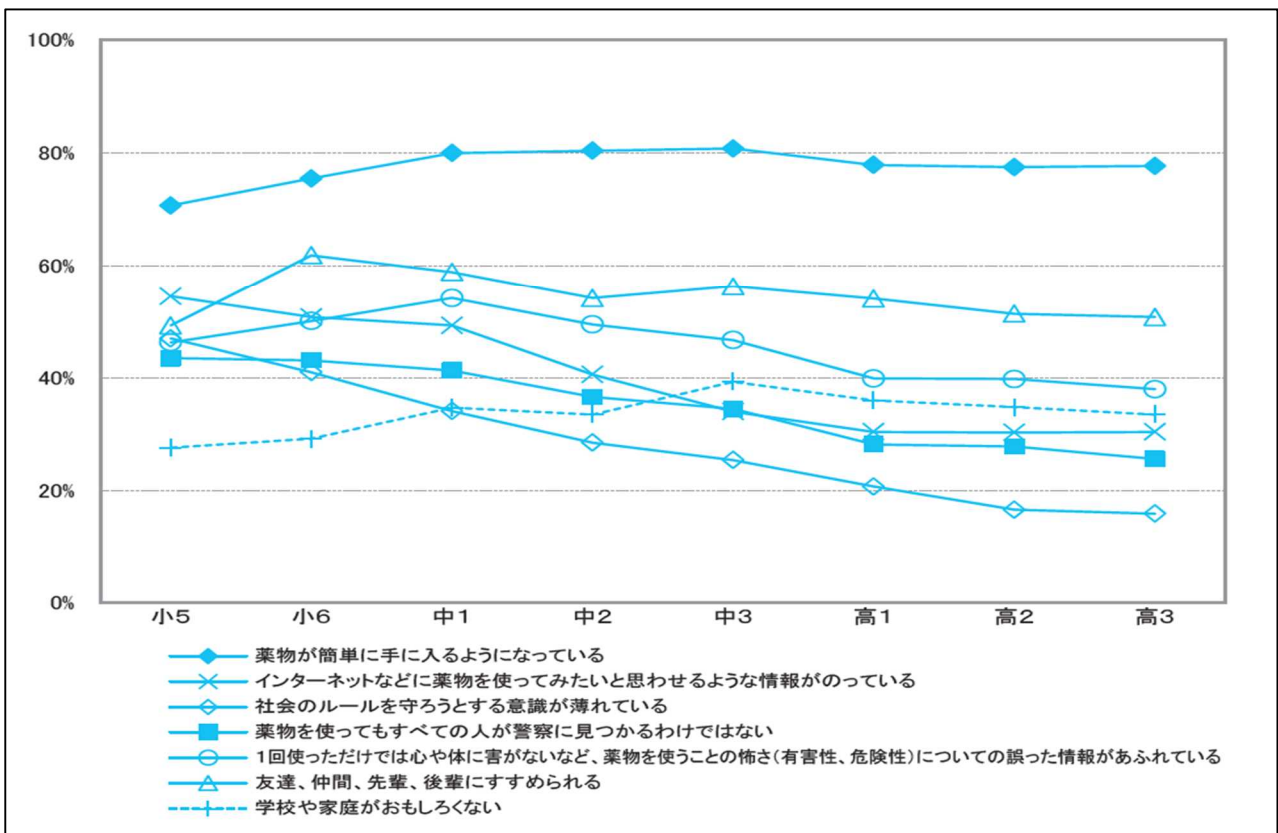


栃木県薬物乱用防止基本計画 とちぎ薬物乱用防止推進プラン 2016～2020 P9 (2)

薬物乱用が増えている理由に対する考え（男子）



薬物乱用が増えている理由に対する考え（女子）



薬物等に対する意識等調査報告書 H25.8月 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
P47 図Ⅱ -4-(8)-1

※ グラフについては学校の実情に応じたものを使用することが望ましい。

資料3（薬物に関する実態・意識調査）

《薬物についてのアンケート》

年 組 名前 _____

1. あなたが知っている薬物やくぶつに○をつけてください。（いくつでもいいです。）

() 覚せい剤かくせいざい () 大麻たいま () MDMA

() その他 → ※知っている薬物を書いてください。

2. あなたは薬物やくぶつに興味きょうみがありますか？ あてはまるものに○をつけてください。

- () 興味きょうみがある
- () 少し興味きょうみがある
- () あまり興味きょうみがない
- () 興味きょうみがない

3. あなたは薬物を使ってみたいと思いますか？ あてはまるものに○をつけてください。

- () 使ってみたい
- () 1回だけなら使ってみたい
- () 使いたくない



中学校 学級活動（2）指導案

1 題材 「喫煙と健康」 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

2 本時のねらい

喫煙による心身への影響について理解し、自己の健康を守っていこうとする態度を育てる。

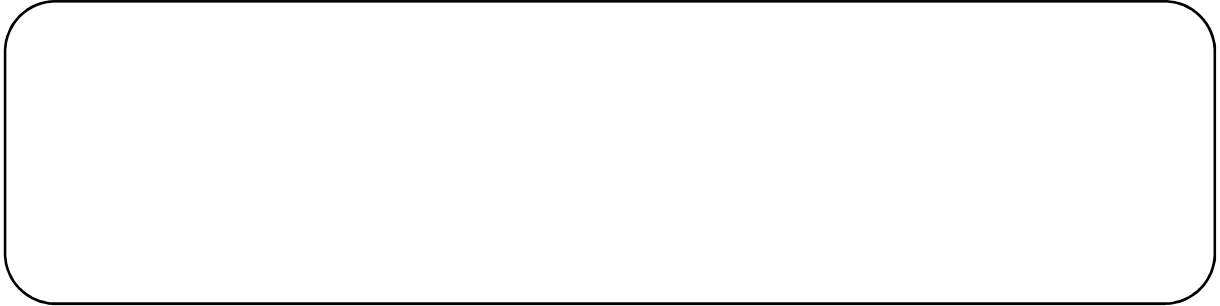
3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
15分 つかむ	<p>1 日本のたばこパッケージを見て、気づいたことやイメージしたことを話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで意見を出し合い、グループごとに発表する。 <p>2 本時の課題をつかむ。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">たばこは体にどんな影響を与えるのだろう。</p> <p>3 喫煙による体への影響について確認する。</p>	<p>○グループで話し合い、気づいたことをまとめる。</p> <p>【イメージの例】 おしゃれ かっこいい 大人っぽい さわやか 高級感がある かわいい</p>
15分 さぐる	<p>4 たばこの害と商品イメージを比べる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なぜこのようなイメージを与える工夫がされているのかグループで考えてみましょう。</p> <p>5 外国のたばこパッケージと日本のパッケージを比べ、気づいたことをまとめる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">日本のたばこのパッケージとの違いはどこか考えてみましょう。</p>	<p>○未成年で喫煙をしてはいけないことをおさえる。</p> <p>○喫煙による心身への影響についておさえる。</p> <p>○パッケージのイメージとたばこが及ぼす健康障害に大きな差があることに気づかせる。</p> <p>○日本のパッケージは購買意欲をそそり、持っていて格好いいと思わせるように作られていることに気づかせる。</p> <p>○外国のパッケージは喫煙による心身への影響が分かりやすく警告されており、日本の警告文とは違うことに気づかせる。</p> <p>【参考資料 p.155】</p>
10分 みつけ ける	<p>6 たばこのパッケージにどんな警告文を載せるか考える。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">グループで警告文を作成してみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループで話し合い、ワークシートにまとめて発表する。 	<p>○どんな警告文を作成したら喫煙による心身への影響や健康障害について伝えることができるのか考える。</p>
10分 きめ る	<p>7 本時の話し合いをもとに、今後の生活で心身の健康のために気をつけることを考える。（意思決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートに記入する。 	<p>○一人一人が自分の問題として捉え、心身の健康のために自分ができていることを考えて書かせるようにする。</p> <p>○未成年による喫煙が法的にいけないことであることをおさえる。</p> <p>○加熱式たばことその害について触れてもよい。</p>

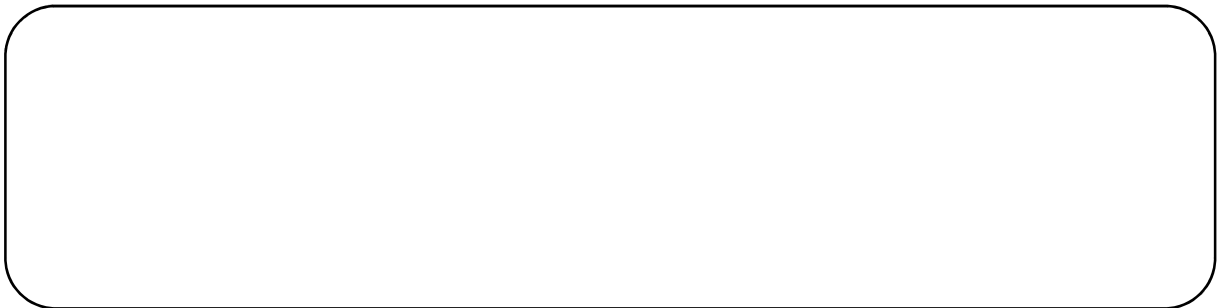
ワークシート 学級活動「喫煙と健康」

年 組 番 氏名

- 1 日本のたばこのパッケージを見てあなたはどんなイメージをもちましたか。

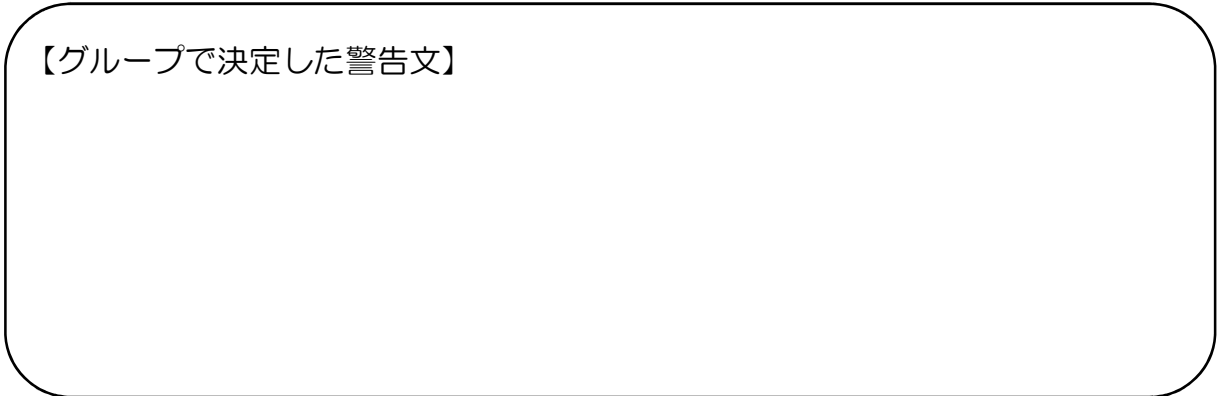


- 2 日本のたばこと外国のたばこを比べ、気づいたことをまとめてみましょう。

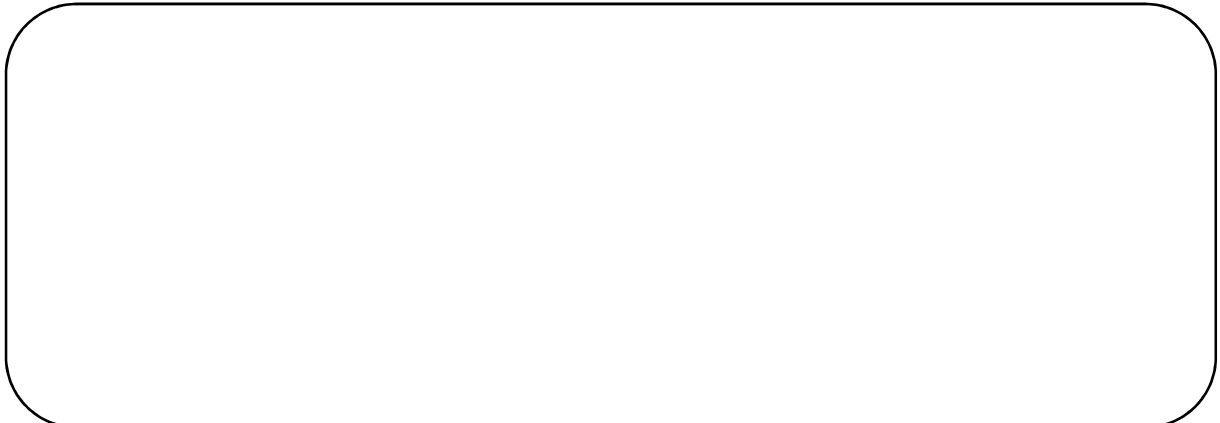


- 3 もしあなたがたばこのパッケージに警告文を書くとしたらどんな言葉を書きますか。

【グループで決定した警告文】



- 4 今日の授業を通して感じたことやこれから気をつけたいことを書きましょう。



【参考資料】 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編



たばこは強い依存性をもつ



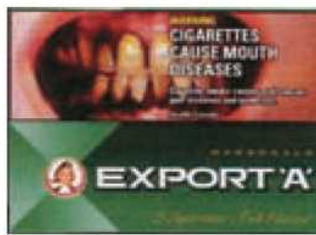
僕たちに毒を盛らないで



子ども



たばこ煙は赤ん坊に害を与える



たばこは口内の病気を引き起こす



喫煙のせいでインポテンツになるかもしれない



毎年たばこによって小都市の人口に匹敵する人数が死亡する



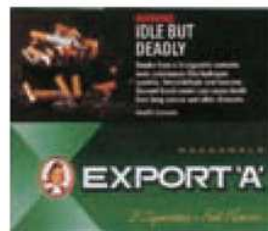
喫煙は肺がんを引き起こす



喫煙はあなたを呼吸困難にする



たばこは心臓破りだ



置きたばこの煙も命を脅かす



たばこは肺がんの原因になる



喫煙は胎児を傷つける



喫煙は脳卒中の原因となる



あなたは独りでたばこを吸っているのではない(他人に受動喫煙を強制している)

中学校 薬物乱用防止教育 学級活動（２）指導案

- 1 題材 「エナジードリンク・栄養ドリンク・スマートドラッグと健康」
エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- 2 ねらい
エナジードリンク・栄養ドリンク・スマートドラッグには副作用等の危険性があることを理解し、正しい行動選択をしようとする態度を養う。
- 3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
5分 つかむ	1 エナジードリンク・栄養ドリンク・スマートドラッグについて知っていることを確認する。 2 本時の課題をつかむ。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">エナジードリンクなどを飲むと体にどんな影響があるのか考えてみよう。</div>	○簡単に手に入りやすく身近にあることを確認させる。 ○どんなイメージがあるのかを意見を出させる。(宣伝・広告のイメージなどの印象についてふれる) 【例】 ・コンビニで売っている ・飲んだことがある ・眠くなくなって、やる気が起きる ・頭がよくなる薬といわれてすすめられる ・サプリメント又は、薬と同じもの
15分 さぐる	3 エナジードリンク・栄養ドリンク・スマートドラッグとはどんなものなのかを理解する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">【エナジードリンク】 清涼飲料水 カフェイン、アルギニン、糖質 【栄養ドリンク】 医薬部外品・医薬品 カフェイン、タウリン、糖質 【スマートドラッグ】 本来の疾患の治療のために医師から処方されるのではなく、ちがう目的のために個人で入手し、使用するもの</div>	○栄養ドリンクと違い、エナジードリンクには、カフェイン含有量の制限がないことをおさえる。 ○カフェインの過剰摂取による危険性と死亡例を紹介する。 ○宣伝・広告のイメージなどにより助長されることを確認させる。 ○スマートドラッグとは、医師が処方したものでなく、脳の機能等を高める効果があるなどの関心を引く言葉で売買されており、薬物と同様に重篤な健康被害や乱用につながるおそれがあることを確認させる。 【資料1～7】 ※学校薬剤師から説明してもらおうと効果がある。
20分 みつける	4 正しい行動選択について考える。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">とちおさんの話を読んで、考えてみよう。</div> ・とちおさんの話を読んで、自分の意見をワークシートにまとめる。	○まちがったことをしているとちおさんについて、自分の意見を書き出させる。
10分 きめ	5 正しい行動選択について確認しあう。 ・グループ（4人程度）で話し合い、ワークシートにまとめ、発表する。 6 今後の生活で気をつけることについて考える。(意思決定) ・ワークシートに記入し、発表する。	○正しい行動選択について、とちおさんにメッセージを送るという形でまとめさせ、発表させる。 ○これからの生活の中で、どんなことに気をつけるべきか、ワークシートにまとめ、発表させる。

_____年 _____組 _____番 氏名_____

- 1 エナジードリンクについてわかったことをメモしてみましょう。

- 2 栄養ドリンクについてわかったことをメモしてみましょう。

- 3 スマートドラッグについてわかったことをメモしてみましょう。

- 4 とちおさんの話に対してあなたはどのように思いますか。どうするべきだと思いますか。



- 5 グループで話し合い、とちおさんにメッセージを送ってみましょう。

- 6 今日の授業を通して、自分はどんなことに気を付けていこうと感じましたか。

【資料1】

○エナジードリンクについて 【食品衛生法】

エナジードリンクは清涼飲料水に分類され、主な成分は「カフェイン」、「アルギニン」、「糖類」

カフェインの含有量と糖分の量が多いことから体への負担が大きい。

エナジードリンクはカフェイン量の制限はなく、非常に多い量のカフェインが含まれている。

○宣伝・広告の効果が非常に大きく、年齢制限もなく、コンビニなどで購入しやすいため、危険性を理解していないと非常に危険である。

【資料2】

○栄養ドリンクについて 【薬事法】

栄養ドリンクの成分は「カフェイン」、「タウリン」、「糖類」、「ビタミン B」
タウリンが含まれているため、医薬品に分類される。

○栄養ドリンクは、1本あたりのカフェイン含有量が定められている。

医薬品の栄養ドリンク剤は 200mg

眠気防止のドリンク剤は 400mg

医薬部外品の栄養ドリンクは 50mg 以下

○宣伝・広告による効果が非常に大きいですが、医薬品の分類であり、年齢制限・分量が定められている。

【資料3】

○アルギニンの作用・・・成長ホルモン分泌の促進、筋肉増強効果・疲労回復効果

○タウリンの作用・・・肝臓の働きを高める

○カフェインの作用・・・鎮痛作用、スタミナ・持続力アップ、眠気減退、気分高揚

○カフェインの過剰摂取による症状

<精神症状>

●落ち着きがなくなる ●緊張感 ●感覚過敏 ●多弁 ●不安 ●焦燥感 ●気分高揚

●一時的な不眠症 ●妄想 ●幻覚 ●幻聴 ●パニック発作 ●取り乱す ●衝動性

<身体症状>

●胃痛 ●胸痛 ●吐気 ●嘔吐 ●心拍数の増加(不整脈) ●心筋収縮の促進 ●痙攣

<急性中毒>

●神経圧迫による視覚異常や聴覚異常 ●死に至る可能性あり

【資料4】

○カフェイン摂取の上限について

カフェインは、一日 3mg/kg が上限とされる。(例：体重 40kg の人は上限 120mg)

また、一度に 1g 以上を摂取してはいけない。

エナジードリンクだけではなく、眠気防止のドリンクやコーヒー、お茶などの飲みあわせで中毒が起こるケースがある。

【資料5】

○カフェイン含有量

種類	飲みものの量	カフェイン量
エナジードリンク	355ml	110~142mg
栄養ドリンク(医薬部外品)	1本	50mg
栄養ドリンク(医薬品)	1本	50mg
眠気防止ドリンク	1本	120mg
缶コーヒー	1本	120~160mg
レギュラーコーヒー	1杯	100mg
お茶・ウーロン茶・紅茶	1杯	30mg
ペットボトル(お茶・ウーロン茶)	500ml	100mg
コーラ	500ml	50mg
麦茶		0mg
オレンジ・りんごジュース		0mg
牛乳		0mg

【資料6】

○カフェイン過剰摂取による死亡例

★「エナジードリンク」を日常的に飲んでいた九州地方の20代男性が、カフェイン中毒により死亡。深夜帯の勤務だったため、眠気覚ましで毎日のようにたくさん飲んでいました。

★カフェインを多量に含む眠気防止薬や「エナジードリンク」などの急性中毒で、2011年度からの5年間に少なくとも101人が救急搬送され、7人が心停止となり、うち3人が死亡した。(日本中毒学会調査より)

【資料7】

○スマートドラッグ(外国ではヌートロピルともいう)について

疾患に対して医師が処方したものでなく、「頭がスッキリする」、「物忘れ防止」、「記憶力アップ」、「集中力アップ」などという言葉で関心を引き、インターネットや店頭などで容易に手に入り、薬物と同様の影響があるものである。脳の血流を改善し、思考力や記憶力にかかわるアセチルコリンを増大させる効能が注目されているものなど、多くの種類がある。

覚せい剤と同じような副作用の症状が出ることで、体への影響が非常に心配される。

とちおさんの話



とちおさんは中学3年生。部活を引退してから、やる気がなくだらだら生活しているため、成績も落ち、親からも怒られ、さらにやる気が起きないまま、毎日生活していた。

ある日雑誌のうしろを見ていたら、「これを飲むだけで、やる気アップ、ぐんぐん成績が上がるよ。」というサプリメントの記事があった。

「すごい。やる気がでてきて、成績があがったっていう感想ばかりだ。これならばくっだって一気に成績アップするぞ。みんなびっくりするだろうな。」

と、こっそり申し込んでしまった。

1週間後、サプリメントが届いた。

「よし、これを飲めば、やる気がアップする。みんなのおどろく顔が楽しみだ。」

とちおさんはニヤニヤがとまらない。

中学校 薬物乱用防止教育 学級活動（２）指導案

1 題材 「医薬品と健康」 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

2 ねらい

医薬品には、主作用と副作用があることを知り、正しい使用法とそれを守る必要性を理解することを通して、医薬品の使用上の注意を守って服用していこうとする態度を養う。

3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
3分 つかむ	1 飲み薬を服用した経験について振り返り、課題意識をもつ。 薬の正しい飲み方を知ろう。	○飲み薬の服用経験の有無を尋ねることにより、身近な問題であることを捉えさせる。 ○薬を飲んだときの症状とその飲み方（ご飯は食べたか、水は飲んだか等）について、想起させ、振り返るよう助言する。 ○飲み方や用量などに目を向けて考えるとよいことを助言する。
10分 さぐる	2 薬の飲み方や生活習慣について、問題点を考える。 とちこさんの様子から、問題点に赤線を引き、その理由について発表しよう。	○問題点が薬の飲み方についてしか出なければ、生活習慣の乱れにも問題があることを注目させる。 【例】 ・生活習慣の乱れ ・かぜかどうかわからない ・母親の薬を無断で飲んでいる ・薬を牛乳で飲んでいる ・暴飲暴食 ・朝食抜き 等
27分 みつける	3 学校薬剤師が行う2つの実験を観察する。 ・お茶と薬の飲み合わせの実験 ・カプセル吸着実験	○実験の結果から、薬を飲むときの注意事項（飲み合わせ・水の適量）についての理解を深められるようにする。
	4 学校薬剤師の説明から、飲み薬を服用するときの注意について知る。 ・医薬品の購入の仕方 ・医薬品の添付文書「使用上の注意」 ・薬と食品などの「飲み合わせ」	○医薬品を使用するときの説明を聞いて、正しい飲み方があることに注目させる。 ・主作用、副作用について押さえる。 ・医薬品の添付文書の見方についてポイントを助言する。 ○とちこさんの行動のよくなかった部分について確認しながら聞くことを助言する。 ○実験の結果から、薬を飲むときの注意事項（飲み合わせ・水の適量）についての理解を深められるようにする。 ○自然治癒力があることにも触れ、生活習慣を見直し、体力を回復させることで薬が助けしてくれることを確認させる。
10分 きめる	5 医薬品を使用するとき気を付けることを考える。（意思決定）	○勝手な判断で飲むことも薬物乱用にあたることを押さえる。 ○これから薬を服用するときほどのようにすればよいかをワークシートにまとめ、発表させる。

1 とちこさんの行動で、問題点に赤線を引いて番号を記入し、その理由を書いてみよう。

中学生のとちこさん。

昨日は、所属する部活動の大会の後に友人とその家族で集まり、遅い時間帯まで食べたり飲んだりして過ごしました。

朝起きると、気持ちが悪くて朝ごはんが食べられません。のども痛かったので、「かぜをひいたかな」と思い、前にお母さんがかぜをひいていたときに病院から処方された薬の飲み残しがあったことを思い出し、薬箱から無断で薬を出しました。

冷蔵庫にあった牛乳と一緒に薬を飲み、学校に行きました。



理由①

理由②

理由③

理由④

理由⑤

理由⑥

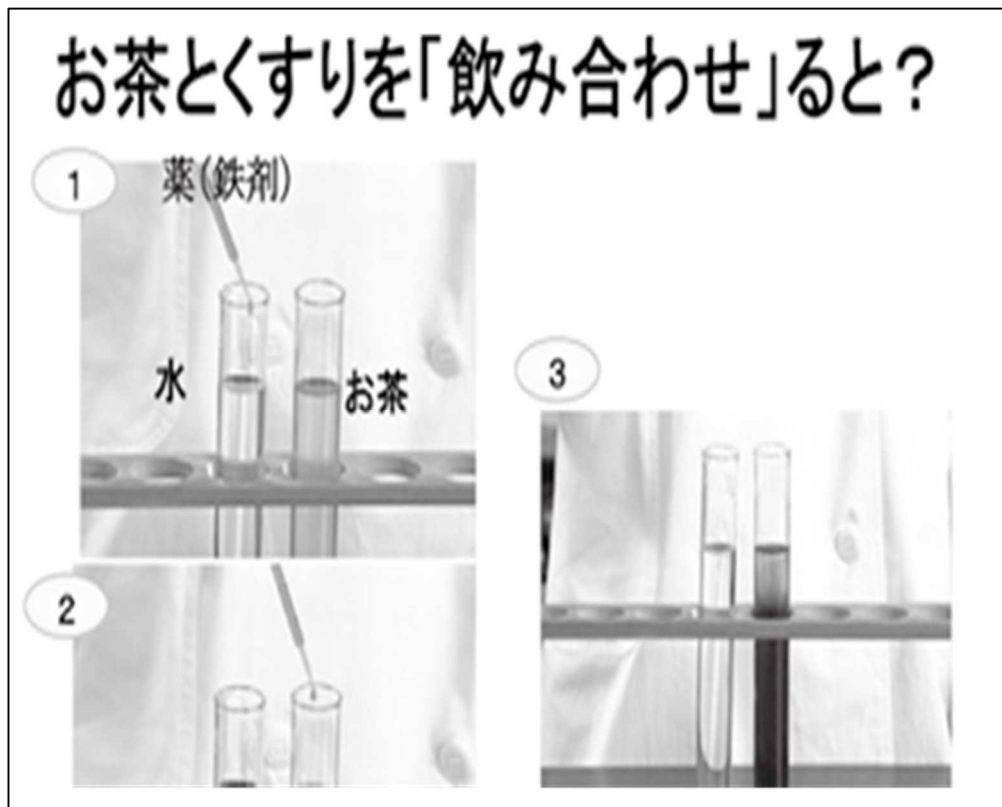
2 今日の学習を振り返って、薬の飲み方について気を付けたいことをまとめよう。



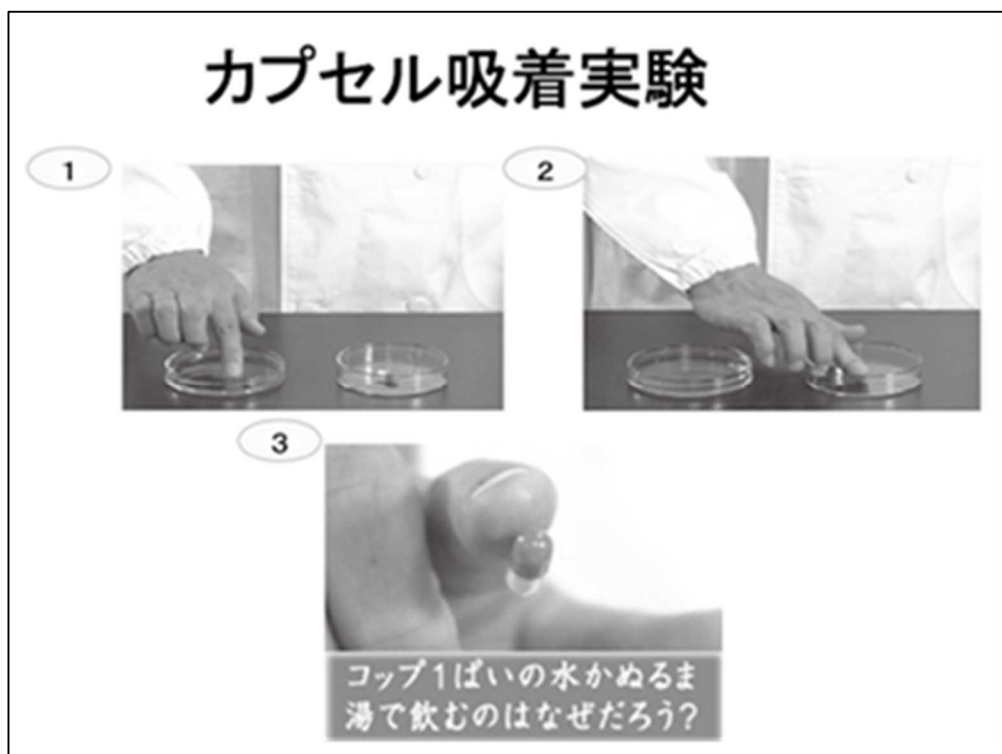
<参考資料>

「医薬品」に関する教育の考え方・進め方（公益財団法人日本学校保健会、平成 23 年 3 月）

○医薬品の飲み方に関する実験（飲み合わせに関する実験）



○医薬品の飲み方に関する実験（カプセル吸着実験）



○説明書（添付文書）の例

説明書（添付文書）の例

薬の説明書（添付文書）には、どんなことが書かれているのでしょうか？

一般用医薬品の説明書（添付文書）の例

(例) 使用の際には、この説明書を必ずお読みください。必要な時に読めるように保管してください。など……

★★★製剤 ○ ○ ○ **錠**

(例) ○○○錠は、×××を配合し、胃にやさしく、痛みや熱にすぐれた効き目をあらわします。……

使用上の注意

(例) してはいけないこと

- ① 次の人は服用しないでください。
 - ・ 以前にこの薬でアレルギー症状をおこしたことがある人。他……
- ② 服用後は、飲酒しないでください。他……

(例) 相談すること

- ① 医師などの治療を受けている人。
- ② 次のような場合は、直ちに服用を中止し、この説明書を持って医師又は薬剤師に相談してください。他……

効能（効果）

この薬が効く症状などが書かれています。

(例) かぜ薬であれば、かぜの症状（咳、痰、鼻づまり、発熱など……）

用法・用量

年齢ごとの1回服用量、1日の服用回数など

(例) 服用回数 1日3回。1回量は次のとおりです。他……

年齢	大人（15才以上）	15才未満
1回量	2錠	服用しないこと

・用法・用量を守ってください。他……

成分

この薬に含まれる成分などの名称や量が書かれています。

保管及び取扱上の注意

(例) 小児の手の届かない所に保管してください。直射日光の当たらない湿気の少ない涼しい所に保管してください。他……

製薬会社名 住所など

その他には使用期限を守ること、開封後はいつまでに使い切ること、他の容器に入れかえないことなどが書かれています。

あくまでも参考例です。実際の説明書（添付文書）とは異なる部分もあります。

説明書（添付文書）の取扱などについて書かれています。

薬の商品名が書かれています。

この薬のおおまかな紹介、PR的な内容が書かれることがあります。

副作用や事故の危険性を減らすための注意事項が書かれています。

この薬がどのような症状に有効であるかが具体的に書かれています。

この薬の「のみ方、のむ量、のむ回数、のむ際の注意事項」などが書かれています。他には空腹時を避ける、服用間隔(次の服用までに何時間空ける)などが書かれています。

成分の名称だけの場合や量も併記される場合があります。







お客様相談室など製品についての問い合わせ先が書かれています。

薬と食品などとの「のみ合わせ」

薬の主作用や副作用の現れ方には、さまざまな要因が関与しています。その一つとして、異なる種類の薬を同じ時間にのむ場合に、のみ合わせによって薬の効果が弱くなったり、副作用が現れやすくなったりすることがあり、相互作用といわれています。相互作用は、薬同士ののみ合わせだけでなく、薬と日常私たちが口にする食品などとののみ合わせでも起こることがあります。

以下に、薬と食品などとののみ合わせの例を示しますが、相互作用は、個々の薬によって異なることから、医師や薬剤師に日常の食生活や嗜好についても相談する態度が望まれます。

○のみ合わせの例

<p>お茶と薬</p> 	<p>お茶には、タンニンという成分が含まれています。貧血の治療に用いられる鉄剤を濃いお茶と一緒にのむと、鉄がタンニンと反応して吸収が低下し、薬の効果が現れにくくなることがあります。しかし、最近の新しい鉄剤では吸収には影響しないというデータもあります。</p>
<p>牛乳と薬</p> 	<p>牛乳には、カルシウムや鉄が多く含まれています。テトラサイクリン系やニューキノロン系と呼ばれる抗菌薬を牛乳と一緒にのむとカルシウムや鉄と反応して吸収が低下し、薬の効果が現れにくくなることがあります。</p>
<p>コーヒー、コーラと薬</p> 	<p>気管支ぜん息の薬の中には、コーヒーやコーラに含まれるカフェインに似た成分が含まれているものがあります。そのような成分を含む薬をコーヒーやコーラと一緒にのむと薬の作用が強くなりすぎ、神経過敏、不眠、動悸などの副作用が現れることがあります。</p>
<p>アルコール類と薬</p> 	<p>アルコールには、脳の緊張をやわらげたり、血管を拡張したりする働きがあります。アルコールと不安や緊張をやわらげる薬と一緒にのむと、脳の緊張が低下して、一時的に意識や記憶がなくなることがあります。また、高血圧の薬と一緒にのむと、血圧が下がりすぎることもあります。さらに、アルコールは多くの薬の分解に影響し、薬の血中濃度を上昇させ、薬によっては作用が強くなりすぎ副作用が現れることもあります。</p> <p>一方、多量の飲酒を継続的に続けていると、薬がはやく分解されてしまい、例えば抜歯の時に麻酔薬が効きにくくなるなど、薬の効果が現れにくくなる場合があります。</p>
<p>グレープフルーツジュースと薬</p> 	<p>グレープフルーツには、多くの薬の分解を阻害する成分が含まれることが知られています。例として高血圧の薬の中にはグレープフルーツジュースでのむと、薬の血中濃度が高くなりすぎて、血圧の過度の低下などの副作用が現れることがあります。</p>
<p>納豆などと薬</p> 	<p>納豆には、ビタミンKが多く含まれています。ビタミンKには血液凝固作用があり、抗凝血剤（血栓の形成を予防する薬）を服用中の患者が納豆を食べると、抗凝血剤の効果が低下し、血栓の発症リスクを高めるおそれがあります。1パックでも相互作用が起こります。その他、ほうれん草やブロッコリーなどの野菜にもビタミンKが多く含まれています。</p>

高等学校 ホームルーム活動（２）指導案

1 題材 「危険ドラッグに手を出さないために！」

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

2 ねらい

危険ドラッグに対する知識や危険性を理解し、危険ドラッグに絶対に手を出さない正しい意思決定・行動選択ができる態度を養う。

3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
3分	1 本時の課題を確認する。 友人が危険ドラッグに手を出さないために、危険ドラッグの危険性について調べ、伝えよう！	○ワークシートを配付し、本時の課題を板書して、何について学習するのか明確にする。 ○どのような要因によって危険ドラッグに手を出してしまうのかを考えさせる。
20分	2 危険ドラッグについて理解する。 ・グループ（4～6人）でインターネット等を活用して調べ学習をし、ワークシートにまとめる。 ・薬物のどのような点について調べ、何を伝えればよいか考える。	○インターネットの使用についてルールを守らせ、円滑にできない生徒・グループには、検索キーワードの助言などの支援をする。 ※事前にブロックがかからないか確認する。 ○調べるポイントが決まらないグループには、以下の内容について指導する。 ・どのような要因で手を出してしまうのか ・危険ドラッグの種類や名称 ・身体への影響と危険性 ・どのような入手経路があるのか ・流通状況の変化 ・どのような社会的取組があるのか
7分	3 危険ドラッグに関わらない、手を出さないための正しい意思決定・行動選択を考える。 ・危険ドラッグについて調べ学習をしたことをもとに、グループで話し合いワークシートにまとめる。	○危険ドラッグのSNS等による流通状況や事件・事故への発展性などについても理解させる。 ○調べた情報を丸写しするのではなく、グループで考え話し合い、他のグループにわかりやすく伝えるようにまとめさせる。
15分	4 グループごとに発表する。 ・グループの代表者がまとめたワークシートを発表する。 ・他のグループの発表を聴き、新たな気付きをワークシートに追記する。	○発表する際、多様な意見が出るように促す。 ○各グループの調べ学習発表の要点を板書し、不足しているところなどは必要に応じ補足説明する。
5分	5 本時のまとめをする。 ・今日の授業を通して、私たちはどのようなことに気を付けて生活するべきか、また、社会的取組としてどのような取組が必要かまとめる。 ・教師の話聞く。	○危険ドラッグに絶対に手を出さないためにはどうすれば良いかを考えさせる。 ○本時のまとめをする。

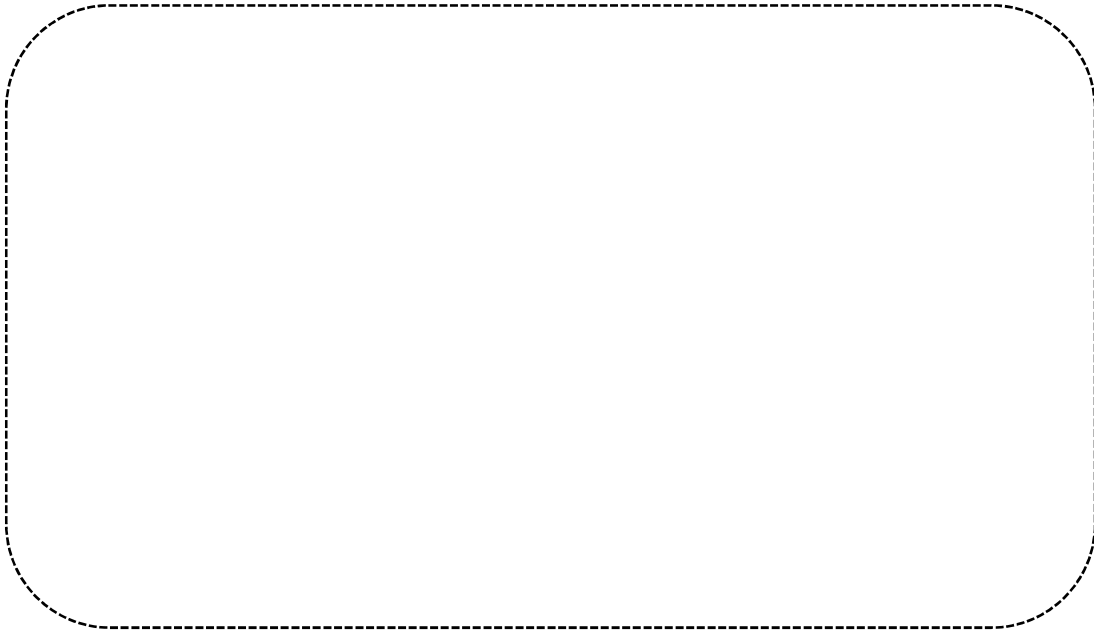
【ワークシート】

高等学校 薬物乱用防止 『危険ドラッグに手を出さないために！』

年 組 番 氏 名

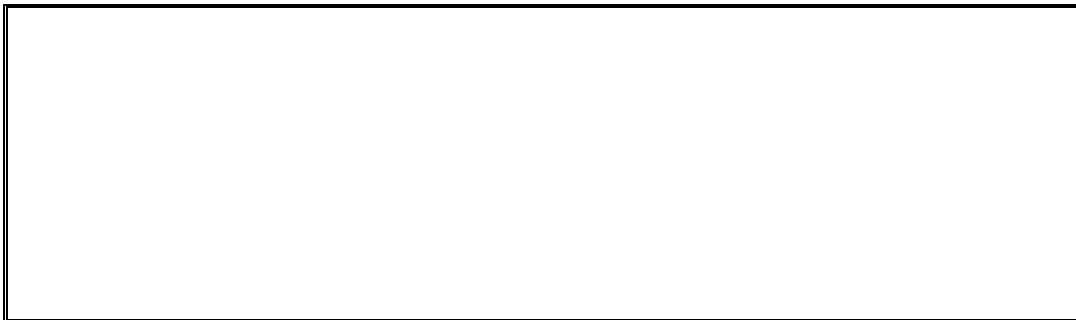
【友人が危険ドラッグに手を出さないために、危険ドラッグの危険性について調べ、伝えよう！】

- ◎ 調べたことをまとめてみよう。

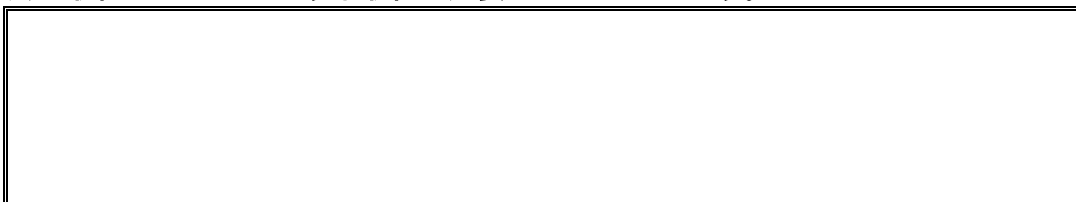


どうして危険であることをわかっていて、手を出してしまうのだろうか？

- ◎ 友人が危険ドラッグに関わらない、手を出さないためには何を伝えれば良いかグループの意見をまとめてみよう。



- ◎ 今日の授業を通して、私たちはどのようなことに気を付けて生活すべきか、また、社会的取組としてどのような取組が必要かまとめてみよう。



高等学校 薬物乱用防止 『危険ドラッグに手を出さないために！』

【参考資料】

危険ドラッグってなに？

- 麻薬や覚醒剤の化学構造を少しだけ変えた物質が含まれており、身体への悪影響は麻薬や覚醒剤と変わらない。中には、麻薬や覚醒剤よりも危険な成分が含まれているものもある。

何が入っているかわからない大変危険なもの！

以前

「法の網にかからない」という誤解から、『脱法(合法)ドラッグ』と呼ばれていた。

乱用による深刻な事件・事故が後を絶たない。

現在

平成26年7月、政府により
危険ドラッグ
に呼称を変更。

危険ドラッグの種類（名称）と身体への影響



- 乾燥植物片(通称:ハーブ・お香)

大麻の有効成分に類似した物質(合成カンナビノイド)を含有する製品が多い。



- 粉末・結晶(通称:バスソルトなど)

覚醒剤に類似した物質(カチノン系)を含有する製品が多い。興奮作用をもたらし、呼吸困難や痙攣、意識障害を引き起こす。



- 液体(通称:アロマオイル)

覚醒剤に類似した物質(カチノン系)を含有する製品が多い。興奮作用をもたらし、呼吸困難や痙攣、意識障害を引き起こす。



- 液体(通称:ビデオクリーナー)

亜硝酸エステルを主成分とする薬物。乱用によりめまいや気分の悪さ、吐き気や頭痛、大量吸入により呼吸障害を起こし死に至ることも。



- ガス(通称:シバガス)

金属ボンベの中に亜酸化窒素が充填されており陶酔する作用が働くことから「笑気ガス」とも言われている。多量吸入により脳が酸欠状態になる。

危険ドラッグの種類によって成分や含有量は様々であるが、どれも脳に強く作用し、幻覚・幻聴・妄想・錯乱・疲労感・倦怠感・嘔吐・意識障害・機能低下など様々な影響があり、最悪の場合死に至る危険性がある！

危険ドラッグによる事件・事故

◆平成26年6月

東京都豊島区西池袋の歩道で、乗用車が暴走し、多数の死傷者が出た事故で、警視庁は容疑者を自動車運転死傷行為処罰法違反容疑で現行犯逮捕。
容疑者は「池袋周辺で買った脱法ハーブを運転前に車中で吸い、途中から全く記憶がない」と供述した。

◆平成26年10月

平成26年9月中旬から2週間あまりで、『ハートショット』と呼ばれる危険ドラッグの利用により9名(20代～50代の男性)が死亡した。当時は数ある危険ドラッグの中でも最凶と言われその毒性、薬物依存に陥る可能性は、実到大麻の20倍ぐらいだとされる。

◆平成26年12月

隣の部屋に住む女性の部屋に侵入し、台所に置いてあったナイフを取り上げ、奇声を発しながら女性の頭や顔を計11カ所切りつけたとして、住居侵入と傷害の罪で男を逮捕。
送検時に報道陣のフラッシュを浴びた容疑者が満面の笑みでピースをしたり、取り調べでは、「しぇしぇしぇのしゅー」など意味不明な発言や奇声を発するなどの異様な行動をとり、事件は大きな注目を浴びた。

この他にも危険ドラッグの販売・所持・使用により多数の逮捕者が出ている！

危険ドラッグの取締りと対策

■ 医薬品医療機器等法（旧・薬事法）の改正

平成26年、危険ドラッグに起因する死傷事件・事故が相次いだため、政府は危険ドラッグによる被害を防止するため、平成26年11月25日から「薬事法」が

『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』 (略称:医薬品医療機器等法)

に法律名を改め、条文の一部が変更された。



**所持・使用・購入等をした場合、逮捕・起訴され、厳しく罰せられる！
(3年以上の懲役、若しくは、300万円以下の罰金が科せられる)**

■ 具体的な対策

販売店舗対策	危険ドラッグ販売店に対する検査命令・販売等停止命令の実施。
インターネット対策	危険ドラッグ販売サイトの削除をプロバイダに要請。
水際対策	日本への指定薬物等の流入阻止のため、税関による検査・監視の強化と差し止めの徹底。

危険ドラッグの流通状況

政府の取組により平成27年7月10日時点で販売店舗はゼロになったと報告されている。
(厚生労働省)

しかし取り締まりが強化したことで、危険ドラッグを販売する側は闇に潜り込み、今は「ネット販売」が主流となってきているのが現状。さらに政府のインターネット販売対策を逃れるため「ダークウェブ」での取引や、支払いも「ビットコイン」などの仮想通貨を使うことで販売側と購入側の身元がばれないようにするなど、巧妙な手法で現在も取引されている状況にある。

高等学校 ホームルーム活動（２）指導案

1 題材 「薬物のない理想の社会を実現するために」

オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

2 ねらい

薬物のない理想の社会を実現するために、私たちができることについて考察し、建設的な姿勢や態度を涵養する。

3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
5分	1 本時の説明を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> ○予め5～8班のグルーピングをしておき、スムーズに授業が展開できるよう準備しておく。 ・各班に付箋紙及びA3用紙を5枚ずつ配る。 ○スムーズな進行のためにリーダー等も決めておく。 ○ブレインストーミングの進め方、アフターメーションの行い方について説明する。
24分	2 教師の質問に対し個々人の意見を付箋に記入しシートに添付していく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ① 薬物使用とその有害性について ② 薬物に手を出さないために私たちができること ③ 大切な友人や家族に手を出させないために、できることは何か ④ 薬物のない社会を実現するためにどのような社会的取組が必要か </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○質問に対して各々が意見を付箋に記し、添付させる。 ○一つの質問に対し、意見の書き出しに3分、意見の集約3分の計6分間を使う。 ○付箋紙の貼り出し後に、A3用紙に直接関連事項を書き込むことを可とし、自由な発想で生徒の意見を出させるよう促す。 ○意見は多数意見を優先するのではなく、すべての意見をグループの意見として採用する。 ○教師は机間巡視を行いながら、各グループのサポートを行う。
6分	3 質問①、②、③、④により出された意見をまとめ、「私たちの『ダメ、ゼッタイ』宣言」として発表できるようにグループごとにまとめる。	<ul style="list-style-type: none"> ○発表用シートを使用しグループ発表させる。 ・発表用シートをまとめると同時に、発表者の役割分担をリーダー中心に決定させる。
10分	4 グループごとに発表する。（5班とした場合）	<ul style="list-style-type: none"> ○「私たちの『ダメ、ゼッタイ』宣言」のアフターメーションを行わせる。 ○グループ全員に役割を分担し発表させる。 ○生徒の発表に対して、教師の肯定的な補足の意見を付加え拍手で終わらせる。
5分	5 まとめ ・教師の付加説明及び次時についての連絡を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> ○アフターメーションは「自分への約束」でもあることを付加え、本日の授業の取組について建設的かつ肯定的に評価し授業を終える。

※ A3用紙の使用法は4枚が質問に対する付箋紙添付及びメモ書き用、1枚はA3を横折し、A4（4頁）として使用する。質問①～④を発表用シートにまとめる。

1 授業（本時）の進め方について

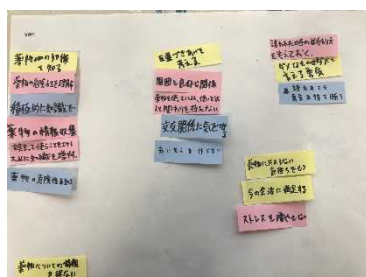
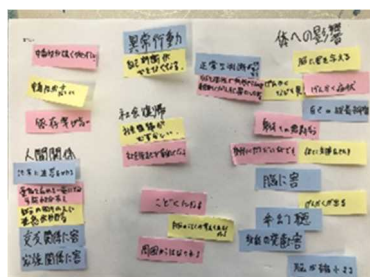
(1) 手法としてはブレインストーミング及びアファーマーションを用いる。

ブレインストーミング	会議法の一つで、あるテーマに対して、参加者が自由に意見を述べることで、多彩なアイデアを得ることができる。
アファーマーション	メンタルトレーニングの手法の一つで、肯定的な発言を声に出し宣言することで自己暗示を図る方法である。

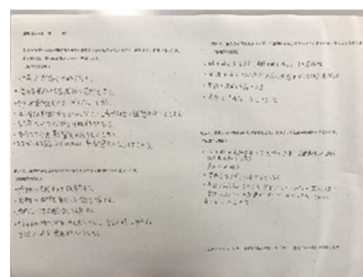
(2) グループは5～8班編成が好ましい。最後の発表が最も大切となるので、各班2～3分の発表時間を確保した場合、班の数によってブレインストーミングの時間配分が変わってくる。

(3) 最後にリーフレット作成の準備で終わるという単元の中の時間配分なので、A3用紙1枚を半分に折りA4サイズ4頁分に質問①～④を当てはめてまとめていくことで、発表時のストーリーを整理することができる。同時にリーフレット作りの原稿の一部にすることができる。

<質問①～④のブレインストーミング例>



<発表用シートの例>



(4) 最後の「私たちの『ダメ、ゼッタイ』宣言」については発表の文頭と文末に以下のように付加させると良い。

A：これから薬物のない理想的な社会を実現するために私たちの『ダメ、ゼッタイ』宣言を行います。

B：まず始めに、なぜ薬物に手を出してはいけないか、薬物使用とその有害性について発表します。

(質問①について班の意見の集約)

C：続いて、薬物に手を出さないために私たちができる事柄について宣言します。(質問②についての班の意見を集約)

D：続いて、私たちの大切な人々に対して薬物に手を出させないようにするために私たちができることを発表します。(質問③についての班の意見を集約)

E：最後に、薬物のない社会を実現するため、次のような社会的取組を提唱します。(質問④についての班の意見を集約)

A：以上のことから、薬物のない理想な社会を実現するために、私たちは薬物に対して『ダメ、ゼッタイ』宣言をします。

※グループ内の人数が6人以上の場合は、途中で発表を変えるなどの工夫を行い、必ず全員に参加させるようにする。

2 学校祭等で配布するためのリーフレット作りを目指した薬物授業の展開例

時間	学習内容・活動	指導・支援上の留意点
1 時間目	薬物使用における問題点を多角的視点から再認識する。 ～心身への影響、社会的事件、法的規制（医薬品や危険ドラッグを含む）、国際情勢等について～	これまでの知識の再確認をするとともに、最新情報を提供する。
2 時間目 (本時)	「薬物のない理想的な社会の実現のために」自分や周囲、仲間と共に何ができるかを、グループ活動を通して考察する。	前時の内容について、ブレインストーミングを行い生徒目線での知識の深化を促す。アフターメーションを用いて肯定的な自己宣言を行う。
3 時間目	前時に行った「薬物のない理想な社会の実現のために」をベースにリーフレットの構成を行う。図柄の配置や補足説明などを付加していく。キャッチコピーは『ダメ、ゼッタイ』を使用する。 ※学校祭や文化祭等でのクラス発表又は配布資料作りを想定とする。 ※キャッチコピーについては上記に示したが柔軟に対応する。	全員で協力してリーフレットづくりに参加する。

発表①～④シート 第 班

質問①

質問②

質問③

質問④

発表用シート（例） 第 班

これから薬物のない理想的な社会を実現するために私たちの『ダメ、ゼッタイ』宣言を行います。

まず始めに、なぜ薬物に手を出してはいけないか、薬物使用とその有害性について発表します。

（質問①の集約）

続いて、薬物に手を出さないために私たちができる事柄について宣言します。

（質問②の集約）

続いて、私たちの大切な人々に対して薬物に手を出させないようにするために私たちができることを発表します。

（質問③の集約）

最後に、薬物のない社会を実現するため、次のような社会的取組を提唱します。

（質問④の集約）

以上のことから、薬物のない理想な社会を実現するために、私たちは薬物に対して『ダメ、ゼッタイ』宣言をします！

高等学校 ホームルーム活動（２）指導案

- 1 題材 「世界で進む大麻合法化に私たちがとるべき対策」
オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
- 2 ねらい
薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全に悪影響を及ぼすため、決して行ってはならないこと、薬物を始める要因には個人の心理的な面も関係していることを理解し、適切な意思決定・行動選択ができる態度を養う。
- 3 展開

時間	学習内容・活動	教師の支援・留意点
1分	1 本時の説明を聞く。 日本が大麻合法化をしない理由	○本時の活動内容を説明する。
6分	2 【個人の活動】 ・ 「カナダの嗜好用大麻合法化」について、30字程度で感想を書く。数人の生徒が発表する。 ・ 国家としての解禁はウルグアイに続き2カ国目（G7初） ・ 国が管理し、把握が難しい不法吸引を減らす狙い	○左記の事実を知っているか質問し、どのように感じたか30字程度で書かせる（マイナスの面にフォーカスする）。 ※合法化している国に訪れる可能性、大麻に接触する危険性があることに気づかせる。
40分	3 【グループ活動】 ・ エキスパート活動 答えを導き出すための3つの資料を分担して読み、理解を深める。 A…大麻による心身への影響と大麻乱用者による告白 B…大麻を合法化している国の状況 C…大麻合法化のデメリット ・ ジグソー活動 違う資料を読んだ3名（A～C）がグループを作り、自分が担当した資料を3分ずつ説明し、本時のテーマについて話し合う。 ・ クロストーク グループの考えを全体で交流する。	【グループ活動の留意点】 ・ エキスパート活動 分担された学習内容の理解を深め、グループへ教える準備をする。 ・ ジグソー活動 分担された学習内容をグループ内で教え合い、重要な項目を確認し、テーマについて話し合う。 ・ クロストーク まとめた内容について、別なグループと意見交換することで、新しい気づきや思考を深める。 ○机間巡視しながら、重要なポイントを捉えて教えることができているか確認する。 ○聴き手が、要点やキーワードをメモできているか確認する。 ○積極的に意見が出ているか確認し、必要に応じてアドバイスする。
3分	4 日本が大麻合法化をしない理由について、改めて考え、私たちは、どのような行動を取るべきかまとめよう。	○薬物が身近にあることを理解し、あらゆる状況を想定するとともに、正しい行動ができるよう、準備しておく必要があることを理解させる。

※薬物の規制に関する事項については、関係機関の指導・助言のもと適切に取り扱うこと。

～カナダの嗜好用大麻合法化について～

2018年10月17日から、カナダが大麻を合法化した。嗜好用大麻の使用合法化について、6月19日カナダ連邦上院本会議で可決された（賛成52・反対29・棄権2）。
国家としての合法化は、南米ウルグアイに続き2カ国目（先進国G7では初）。
国が管理し、把握が難しい不法吸引を減らすねらい。

※反対議員であるケベック州のレオ・フーサコス上院議員がツイートで発言

「この法案が間違いであると願っている。カナダの次世代にとって破滅的なものになる。」

【目的】

①若年層の手に届かないようにすること

②販売によって得られた利益が犯罪者及び犯罪組織の手に渡らないようにすること

③莫大な税収が見込まれること（米コロラド州・・・2017年2億4700万ドル）

→合法化することで、国や州に許可された店舗で大麻を販売、IDで年齢を確認（義務づけ）し、政府が管理する。

※トルドー首相「子どもたちが大麻を手に入れ、犯罪者が利益を手にするのが簡単すぎる状態。」

【使用の条件等】

18歳もしくは19歳以上（州によって異なる）の成人は合法的に嗜好用大麻の購入及び許容範囲内で栽培（個人使用前提での自宅栽培許可）と使用（最大30gの乾燥大麻の所持許可）が可能となる。

※18歳未満の未成年者への販売や譲渡には、最大14年の禁固刑を科す。

【主な規制】

- ・カナダ出入国時に大麻を保持することは違法
- ・大麻服用状態での自動車運転は違法
- ・マリファナのパッケージに健康被害への厳しい警告を掲載することを義務化
- ・若者に向けた広告や著名人を使用した広告に関して規制

【背景にあった社会問題】

欧州や米大陸など大麻の乱用が社会問題化していた。

大麻が犯罪組織の大きな収入源（年間60億カナダドル（約5000億円））（推計）となっていた。

[2018年（大麻合法前）の調査]

- ①15歳以上のカナダ人のうち14%（約420万人）が「過去3か月以内に大麻を吸った」と回答
そのうち56%（200万人以上）が「毎日もしくは毎週吸っている」と回答
- ②11～15歳の28%が「大麻を吸ったことがある」と回答

【在バンクーバー日本国総領事館から日本人観光客に対して注意喚起】

【要旨】（主な内容、述べようとする内容の主要な点を短くまとめたもの）

2018年6月21日に成立した「カナダにおける大麻に関する法律」が10月17日より施行されました。日本人の大麻取締法において、大麻の所持・譲渡（じょうと）（購入含む）等については違法とされ、処罰の対象となっております。

この規定は海外において行われた場合でも適用されることがありますので、在留邦人や日本人旅行客の皆様におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないよう注意願います。

～A 大麻による心身への影響と大麻乱用者による告白～

2018年10月17日にカナダで嗜好用として大麻が合法化されたが、心身面での影響が懸念されている。アメリカ食品薬品局は、大麻（マリファナ）を「スケジュールI」に分類している。これは、最も危険なドラッグを意味し、「現在、容認された医療的用途がなく、乱用の危険性が高い」ものを指定するカテゴリーである。

具体的な影響

- ①記憶や学習能力の変化（話したことを直ぐに忘れてしまう、何度も同じ事を話す、思考能力低下。）
知覚の変化（五感が異常に冴え渡る、音感が冴え渡る、目の前のものが魅力的に見える。）
- ②大麻精神病…幻覚・幻聴が続き、大麻を使用しない時でも幻覚・幻聴が現れる（フラッシュバック）。
幻覚・幻聴の影響で自傷行為（刃物を突き刺す）に及んだ事例もある。
- ③酒に酔った感じで体がふらつく。頭がぼろっとする。意識障害に陥り、交通事故を引き起こした事例もある。
- ④情緒が不安定になる。イライラする、不安になる等。
- ⑤無動機症候群…毎日ゴロゴロして何もやる気がない状態が続く。社会生活に適応できなくなる。
- ⑥精神依存…大麻を摂取すると、気分高揚や多幸感などの中枢神経作用が発現する。大麻の中枢神経症状を示す主成分は、THCである。このTHCは、脳内カンナビノイドCB1受容体に作用して中枢神経症状を示し、精神依存形成の原因物質となっている。

ここで厚生労働省のHPに掲載されている「大麻乱用者による告白」を紹介する。（一部省略・要約）

～大麻によって、狂わされた人生～ 大麻乱用者の告白（30代・男性）

私は、中学時代からマジックマッシュルームを使用していたが、先輩から「キノコを超えるものがある」と大麻を勧められた。違法な物という認識はあったが、キノコを超えるという話から、罪の意識よりも興味が勝った。大麻の影響で、感覚が冴え渡り、作った曲が完璧な物に思え、その効果に満足した。私は音楽で飯を食っていきかかったので、大麻の効果で満足いく曲作りをしたいと思い、先輩や知人から継続的に大麻を購入し使用していた。地元で認知度が上がってきた矢先、大麻所持で逮捕され、築き上げてきた地位をすべて失った。この時は執行猶予判決で、これを機に大麻と縁を切り、就職してまじめに生活するようになった。その後結婚し、子供も生まれ幸せな生活を送っていたが、頭のどこかで大麻を使った時の感覚をまた味わいたいと考えていた。数年後、偶然にも大麻仲間と再会し、大麻を勧められ「一回だけなら」という安易な気持ちで使用。その結果、久しぶりに吸ったという充実感や満足感から歯止めがきかなくなり、妻子に隠れて再び吸うようになった。最初は小遣いから買っていたが、お金が足りず、妻に内緒で借金をして購入、最終的にそれがばれて離婚となった。子供と離れて暮らす辛さより、自宅で堂々と大麻を吸える喜びが勝っていた。その後も大麻を吸っていたが、一人でいることが寂しく感じ、当時付き合っていた彼女と再婚を考えていた。そして、そろそろまじめに生きていこうとしていた時、再び大麻所持で逮捕。その結果、婚約は破棄された。その後、実刑判決を受け、刑務所で生活している。今までの人生を振り返ると、人生の節目に際して、すべて大麻によって壊れている事に気づいた。また、更正するチャンスがあったにも関わらず、意志の弱さが露呈し、再び大麻に手を伸ばした自分に嫌気がさした。更に、家族や婚約者等へ多大な迷惑をかけていた事にも気づいた。大麻と出会っていなければ、もっと幸せな人生を送れたかもしれないのに、自分自身で壊れてしまったことに後悔している。

～B 大麻を合法化している国の状況～

- ・ウルグアイ…2017年7月に国家として世界初の合法化。生産・流通・販売を合法とし、国家が価格を管理。闇市場での流通相場に比べて大幅に安い価格で販売されている。購入には登録が必要で、外国人観光客には販売していない。
- ・アメリカ9の州（コロラド・ワシントン・オレゴン・ネバタ・カリフォルニア・アラスカ・マサチューセッツ・メイン・バーモント）＋ワシントンDC
…嗜好用マリファナの所持と使用を合法化。
- ・オランダ（アムステルダム）…国の法律では「所持・使用」禁止。自治体ごとの判断で、個人使用（5g以下のソフトドラッグ）に対し、起訴を猶予する（違法だが罰せられない）というガイドラインを作成している。コーヒーショップという販売店が存在する。
- ・ベルギー…2001年に大麻を非犯罪化。3g未満の使用と自宅での個人栽培を認めている。公の場での使用禁止。
- ・ポルトガル…2001年に大麻を非犯罪化。2.5gまでの使用を認めているが、トラブルを起こすと没収される。
- ・スペイン…2006年に大麻を非犯罪化。大麻の個人栽培（5鉢まで）を認めている。公共の場での使用禁止。バルセロナの大麻品評会は大勢の市民で賑わう。「バルセロナ大麻協会」という政府公認の農協を組織し、高品質な大麻を供給（大麻市場からマフィアの排除を目的としている）。
- ・ドイツ（ベルリン）…2010年に大麻を非犯罪化。15gまでの所持を認めている。公共の場での使用禁止。★旅行者への販売を行っている。
- ・チェコ…2010年に大麻を非犯罪化。栽培（5株まで）認められている。ジョイント（大麻タバコ）は20本まで持ち歩ける。首都プラハでは「大麻アイス」を販売している。嗜好品としての大麻販売に続き、2013年4月から全国の薬局にて医療品としての大麻販売スタート。

【大麻ツーリズム】

大麻合法化の影響で、アメリカでは外国からの旅行者を対象にした「大麻ツーリズム」が、大麻目的の観光客のニーズに応える「スモールビジネス」として急成長している。

①ガラスパイプ（吸引道具）の製造所、大麻の栽培現場、テスト施設、販売店などを巡るツアー。

②あるホテル大手も大麻ツアーと連携している。

③ある会社の提供する大麻ツアープラン（空港における※トランジット客を「大麻販売店」「吸える場所への案内」といった短時間ツアー・大麻を使った料理のグルメツアー・料理教室・大麻オイルのマッサージなど）。

このように、合法化している国では、大麻が世に出回り日本と比べものにならない程身近な物となっている。

※トランジット…通過、通行すること。航空機で目的国に行く途中、他国の空港に立ち寄ること。

～C 大麻合法化のデメリット～

【合法化によるデメリット】

- ①自動車の衝突事故増加（酩酊状態が原因）…米道路損害データ協会が保険請求データを分析した調査では、コロラド・ネバタ・オレゴン・ワシントンの4州で衝突事故が6%増加したと発表。
ワシントン州に限っては、2013年8%から2014年17%と倍以上増加した。
- ②大麻使用に伴い、危険薬物への興味が増加する。
- ③子どもや若者への悪影響…大麻を含むお菓子やドリンクなどの食品を子どもが誤って口にして病院へ搬送されるケースが増加している。また、大麻を使用する大学生はそうでない大学生に比べて学業で悪い成績を収めているという研究結果もある。
- ④依存性…大麻使用により、報酬系神経伝達物質であるドーパミンが分泌され、簡単にストレスを解消し癖になる。
- ⑤脳への障害…脳の細胞の死ぬ速度を上げてしまう。死ぬ速度が上がると生まれる速度に追いつかないため、脳が萎縮し、最終的には認知症のような状態になってしまう。また、記憶力を司る海馬の細胞を早死にさせる特徴があるので、記憶障害を引き起こしてしまう。この影響で、学生なら学校の勉強についていけず、成績は下がり、受験や就職に失敗するケースが多数ある。

☆ 大麻使用は、健康被害やハードドラッグへの興味増加、交通事故の増加など国民の幸せとは程遠いものを実現する。合法化している国や地域では、50%以上の人々が常用している地域もある。合法化には「規制により薬物を完全に排除するのは不可能である」という考え方があると共に、国による管理の下、犯罪組織に資金が流れないように防止するといった狙いがあり、やむを得ず合法化している。加えて国や州で管理すれば税収も見込める。

しかし、これは国や州として「敗北宣言」に他ならない。インターネットには「そんなに危険じゃない」という記事が多数掲載されている。そのことを鵜呑みにしてはならない。グローバル化する昨今、海外との距離も近くなっている。大麻がより身近になっている事を頭に入れ、絶対に関わらない強い意志と行動力、対策が必要だ。

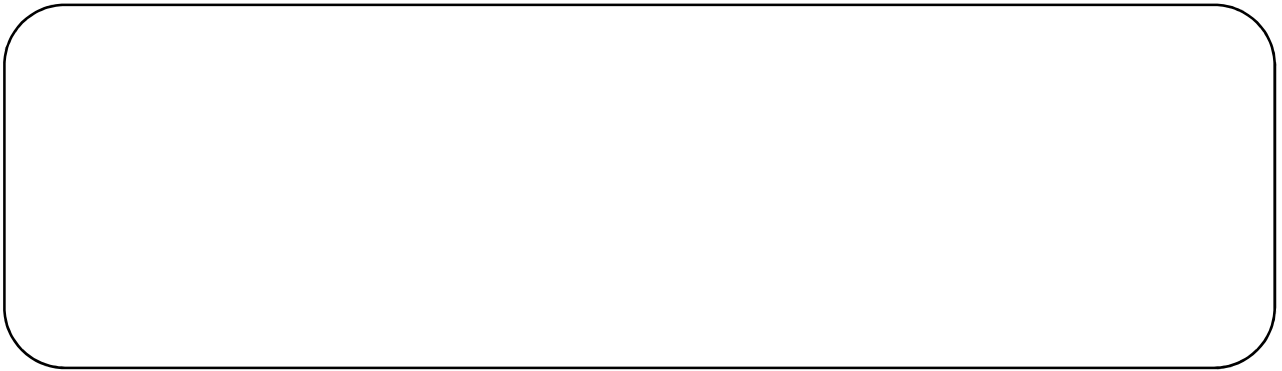
【カナダの嗜好用大麻合法化→感想、意見、疑問点を 30 字程度で書いてみよう】

【日本が大麻合法化をしない理由を書いてみよう】

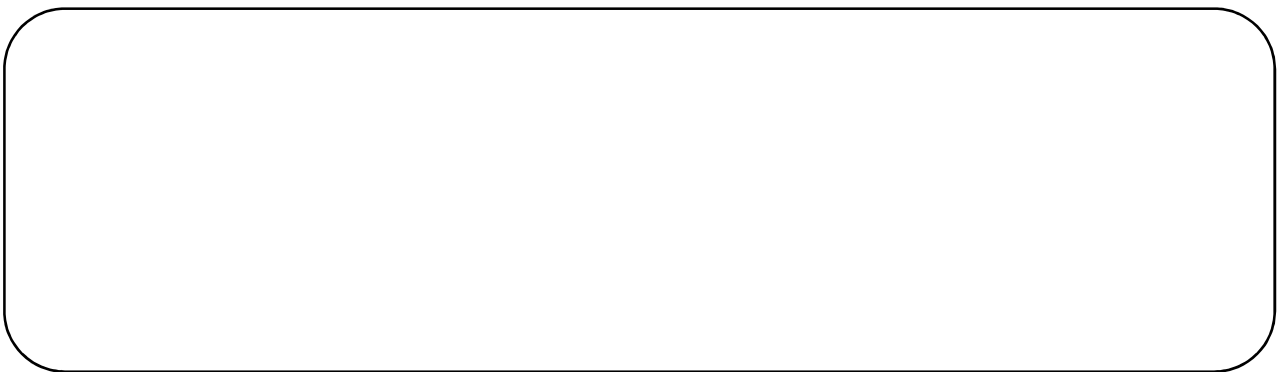
【A～C：学習内容の理解を深め、相手に伝える際に重要となるキーワード、要点をまとめよう】

【A～C：教えてもらった内容で重要な項目をメモしよう】

【日本が大麻合法化をしない理由について自分のグループの意見をまとめよう】



【日本が大麻合法化をしない理由について他のグループから気付いた点を書いてみよう】



【本日、学んだ内容や様々な意見を通して、日本が大麻合法化をしない理由について、改めて考え、私たちは、どのような行動を取るべきかまとめよう】



<関係資料>

➤ 全国における薬物乱用の現状

◇ 喫煙・飲酒関係（出典：平成 29 年中における少年の補導及び保護の概況）

(1) 不良行為少年の補導人員

(人)	H25	H26	H27	H28	H29
総数	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284
うち喫煙	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588
うち飲酒	14,153	12,191	11,681	11,648	12,822
うち薬物乱用	126	95	75	62	58

(2) 不良行為少年の補導人員（H29 行為種別・学職別）

(人)	総数	うち学生			
		(小学生)	(中学生)	(高校生)	
総数	476,284	322,451	4,611	63,643	228,611
うち喫煙	138,588	70,002	49	12,008	46,341
うち飲酒	12,822	7,584	2	747	3,378
うち薬物乱用	58	31	0	8	19

◇ 毒物・劇物関係（出典：平成 29 年中における少年の補導及び保護の概況）
シンナー等乱用少年の検挙人員（学職別）

(人)	H25	H26	H27	H28	H29
総数	32	14	7	13	9
うち学生	7	2	0	1	3
（高校生）	5	2	0	1	2
（中学生）	2	0	0	0	0

◇ 薬物関係（出典：第五次薬物乱用防止五か年戦略 参考資料）

(1) 薬物事犯の検挙人員

(人)	H25	H26	H27	H28	H29
覚醒剤	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284
大麻	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218
麻薬・向精神薬	540	452	516	505	505
あへん	9	24	4	7	12
合計	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019

(2) 覚醒剤事犯の検挙人員

(人)	H25	H26	H27	H28	H29
総数	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284
うち20歳代	1,557	1,395	1,437	1,301	1,241
うち少年	125	94	119	136	93
（高校生）	15	12	14	18	8
（中学生）	1	2	1	7	0

(3) 大麻事犯の検挙人員

(人)	H25	H26	H27	H28	H29
総数	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218
うち20歳代	651	665	905	1,026	1,218
うち少年	61	80	144	211	301
（高校生）	10	18	24	32	53
（中学生）	0	3	3	2	2

(4) 危険ドラッグ事犯の検挙人員

(人)	H25	H26	H27	H28	H29
総数		897	1,276	988	726
うち少年		27	30	14	2
構成比（％）		3.0	2.6	1.4	0.3

➤ 栃木県における薬物乱用防止への取組

◇ 教育委員会（学校安全課）の取組

(1) 薬物乱用防止教室研修会の実施

各学校での薬物乱用防止教室の講師となるような学校医、学校薬剤師、保健所職員等に対しての研修会を実施している。

受講者数	H25	H26	H27	H28	H29	H30
学 校 医	4	6	3	3	2	3
学校薬剤師	10	11	19	17	17	16
保健所職員	8	6	6	5	4	5
薬物乱用防止指導員	48	63	45	85	73	74
ライオンズクラブ会員	14	12	12	17	16	14
教 員	20	19	44	40	21	26
その他行政関係者	0	0	5	5	4	5
計	104	117	134	172	137	143

(2) 各種研修会での指導の実施

教諭等を対象とした研修会等において、薬物乱用防止に関する講話を実施し、薬物乱用防止教育の推進はもとより、外部専門家との連携や関係資料の活用を呼びかけている。

(3) 各公立学校における薬物乱用防止教室の開催状況

開催校数 (開催率%)	H27	H28	H29
小学校	335 (89.1)	337 (90.6)	342 (93.4)
中学校	161 (100)	160 (100)	155 (100)
義務教育学校			2 (100)
高等学校	59 (100)	59 (100)	59 (100)
計	555 (93.1)	556 (94.1)	558 (95.9)

*高等学校は全日制のみのデータ

(4) 各公立学校における薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種

学校数	H27			H28			H29			
	小	中	高	小	中	高	小	中	義	高
警察職員	226	23	39	230	28	45	232	29	3	49
麻薬取締官・員OB	1	1	1	1	0	0	1	5	0	1
薬剤師	55	29	7	60	38	5	57	30	0	4
医師	8	3	0	12	12	0	13	8	0	0
保健所職員	15	9	3	13	5	4	9	9	0	0
精神保健センター職員	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
大学教員等	0	1	4	0	1	2	3	0	0	3
指導的教員	5	12	3	0	0	0	3	8	0	0
薬物乱用防止指導員	21	15	0	18	13	3	19	13	0	2
民間団体等構成員	25	36	1	31	24	1	33	38	1	3
その他	21	41	2	21	58	4	24	34	0	1
計	377	170	60	386	179	64	394	176	4	63

*複数回答あり

◇ 保健福祉部（薬務課）の取組

(1) 広報啓発事業

① 栃木県薬物乱用防止指導員

148名委嘱 内訳 薬剤師43名、保護司55名、登録販売者4名、
補導員15名、麻薬協会4名、保健所推薦27名

〔活動内容〕

- ・薬物乱用防止教室等で、講師が可能な指導員の養成
- ・関係行政機関等との連携による啓発活動
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動での啓発
- ・「健康まつり」等での啓発活動
- ・指導員相互の連絡調整及び研修会の実施

② 薬物乱用防止啓発演劇の上演（3年間で県内全中学校において実施）

③ 薬物乱用防止巡回パトロール

県内の街頭、集客力のあるスーパー等で啓発活動

④ 薬物乱用防止運動・月間

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」（5月～7月）
- ・6.26 ヤング街頭キャンペーン
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月～7月）
- ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」（10月～11月）

〔活動内容〕

- ・リーフレット、啓発資材の作成・配布
- ・テレビ、ラジオ等広報媒体を活用した啓発活動
- ・街頭キャンペーンの実施

(2) 相談事業

① 薬物相談窓口の設置

広域健康福祉センター、宇都宮市保健所、精神保健福祉センター、
薬務課

② 精神保健福祉センターによる専門医師や相談家族アドバイザーによる専門的な相談の受付

③ 相談窓口担当者職員のための研修会や事例検討会の開催

(3) 薬物依存症対策事業

①薬物再乱用防止教育事業

- ・初犯者等に対して再乱用防止プログラム（60回）を実施

②薬物相談窓口事業

- 広域健康福祉センター、宇都宮市保健所、精神保健福祉センター、
薬務課（計8カ所）

③家族会事業

- ・精神保健福祉センター及び宇都宮市東市民活動センターにおいて月
1回実施
- ・県南健康福祉センター及び県北健康福祉センターにおいて隔月1回
実施

④経過観察指導事業

- 再乱用防止プログラム修了者を対象に3年間経過を観察・指導する。

(4) 取締指導事業

①麻薬、向精神薬、覚せい剤、覚せい剤原料、大麻等取扱施設、危険ドラッグ取扱店舗の立入検査

②不正大麻、けしの取締指導

③麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、医薬品医療機器法（指定薬物）違反事件の捜査・送致

◇ 警察本部（少年課）の取組

(1) 薬物乱用防止教室の開催

小学校高学年に対して薬物乱用防止広報車「きらきら号」を活用

	H28	H29
活用した学校数	178	197
活用した回数（のべ）	288	300

(2) 啓発活動の実施

- ①各警察署において薬物乱用防止を含めた非行防止教室を開催
- ②薬物乱用防止教室開催時にリーフレット等の啓発資材を配布

(3) 相談窓口の設置

警察本部に「覚せい剤 110 番」028-624-0919 を設置

(4) 街頭補導活動の実施

少年指導委員等ボランティアと連携し、少年に対する補導等を実施

（人）	H28	H29
喫煙による補導件数	1,618	1,128

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の概要

H27.6.30 薬務課

制定の目的

薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止し、県民が安心して生活することができる社会の実現を図る。

薬物の定義

- ① 大麻 ② 覚せい剤及び覚せい剤原料 ③ 麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬
 ④ けし、あへん及びけしがら ⑤ トルエン、酢酸エチル、シンナー
 ⑥ 医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物
 ⑦ ①～⑥に掲げるものの他、中枢神経に作用し保健衛生上の危害発生のおそれがあるもの

責 務

- [県] 薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進
 [県 民] 薬物の濫用を防止するよう努めるとともに、県の施策に協力
 [事業者] 薬物の濫用の防止に努めるとともに、県の施策に協力
 県へ濫用につながる薬物の情報提供

基本計画の策定

薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、薬物の濫用の防止に関する基本的な計画を定める。

基本的な施策

I 施策推進のための体制整備
 (公安委員会との連携を含む。)

IV 正しい知識の教育・学習の推進

II 薬物及びその試験等に関する調査研究

V 相談体制の充実

III 薬物の情報収集と、県民への情報提供

VI 依存症治療等の充実

薬物濫用防止のための規制(危険ドラッグ対策)

○知事指定薬物の指定

対象物	禁止行為	罰則等
【知事指定薬物】 薬物の定義⑦のうち、濫用されるおそれのある物として知事が指定したもの。 薬物指定審査会が調査審議	製造、栽培	①直接罰 (または) ②警告 ↓ 中止命令 ↓ 罰則
	販売、授与	
	広告	警告のみ
	所持、購入譲受、使用 使用場所の提供	

* 報告書の徴収、立入検査、検査のための製品の収去を行うことができる。

○緊急時の勧告

薬物指定審査会が調査審議

知事指定薬物として指定する前の製造等の行為を中止するなど、必要な措置を勧告することができる。

○広域規制製品の所持の届出等

対象物	対 策	対 応
【広域規制製品】 販売等停止命令の対象物品のうち、広域的に流通等を規制されたもの。(法第76条の6の2第1項による禁止物品)	所持の届出	届出 ↓ 使用自粛要請 及び助言・指導

施行期日

平成27年6月30日施行(禁止行為や罰則等は平成27年10月1日施行)

➤ 参考

◇ 小学校学習指導要領（平成29年3月告示） ＊□枠内は解説

第1章 総則

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。なお、児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

第2章 各教科（第9節 体育）

第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

4(2) オ 病気の予防

病気の予防については、病気の発生要因や予防の方法、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響などについて課題を見付け、それらの解決を目指して知識を習得したり、解決の方法を考え、判断するとともにそれらを表現したりできるようにすることがねらいである。

このため、本内容は、主として病原体が主な要因となって起こる病気と生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体を体の中に入れないことや病原体に対する体の抵抗力を

高めること及び望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること、地域において保健に関わる様々な活動が行われていることなどの知識と病気の予防についての思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年及び第6学年〕

2 内容（G 保健）

(3) ア(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

病気の予防については、病気の発生要因や予防の方法について理解できるようにする必要がある。また、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響について理解できるようにする必要がある。さらに、病気の予防に関する課題を見付け、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現できるようにする必要がある。

このため、本内容は、病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐこと、病原体に対する体の抵抗力を高めること及び望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること、また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因となること、さらに、地域において保健に関わる様々な活動が行われていることなどの知識と病気の予防に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。

ア 知識

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㉗ 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。また、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

飲酒については、判断力が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることを理解できるようにする。なお、飲酒を長い間続けると肝臓などの病気の原因になるなどの影響があることについても触れるようにする。

その際、低年齢からの喫煙や飲酒は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙や飲酒は法律によって禁止されていること、好奇心や周りの人からの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する場合があることについても触れるようにする。

㉘ 薬物乱用については、シンナーなどの有機溶剤を取り上げ、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを理解できるようにする。その際、覚醒剤を含む薬物乱用は法律で厳しく規制されていることにも触れるようにする。

イ 思考力、判断力、表現力等

病気の予防に関わる事象から課題を見付け、病気を予防する視点から解決の方法を考え、適切な方法を選び、それらを説明することができるようにする。

〔例示〕

- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、それらの害や体への影響を考えたり、地域の様々な保健活動の取組の中から人々の病気を予防するための取組を選んだりすること。

3 内容の取扱い

(8) 内容の「G保健」の(3)のアの(エ)の薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚醒剤等についても触れるものとする。

(8) は、「G保健」の内容の(3)のアの(エ)の薬物乱用の心身への影響については、シンナーなどの有機溶剤を中心に扱うものとしたものである。また、覚醒剤については、乱用される薬物には様々なものがあることに触れる例として示したものである。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 (4) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「G保健」(以下「保健」という。)については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。

(4) は、保健領域の指導について児童の興味・関心や意欲などを高めながら、内容のまとまりを見通して効果的に学習を進めるためには、学習時間を継続的又は集中的に設定することが望ましいことを示している。

2 (11) 保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。

(11) は、保健の内容に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うことにより、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくことを示したものである。指導に当たっては、身近な日常生活の体験や事例などを題材にした話合い、思考が深まる発問の工夫や思考を促す資料の提示、課題の解決的な活動や発表、ブレインストーミング、けがの手当などの実習、実験などを取り入れること、また、必要に応じて地域の人材の活用や養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員などとの連携・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものである。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

(2) ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

保健に関する指導としては、心身の発育・発達、心身の健康を高める生活、健康と環境との関わり、病気の予防、心の健康などがある。これらの題材を通して、児童は、自分の健康状態について関心を持ち、身近な生活における健康上の問題を見付け、自分で判断し、処理する力や、心身の健康を保持増進する態度を養う。さらに、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、児童を取り巻く環境が大きく変化している。こうした課題を乗り越えるためにも、現在及び生涯にわたって心身の健康を自分のものとして保持し、健康で安全な生活を送ることができるよう、必要な情報を児童が自ら収集し、よりよく判断し行動する力を育むことが重要である。

◇ 中学校学習指導要領（平成29年3月告示） ＊□枠内は解説

第1章 総則

第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

- 2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

さらに、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

第2章 各教科（第7節 保健体育）

第2 各学年の目標及び内容

〔保健分野〕

2 内容

- (1) ア(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

小学校では、健康の大切さや健康によい生活、病気の起こり方や予防などについて学習している。

ここでは、人間の健康は、主体と環境が関わり合って成り立つこと、健康を保持増進し、疾病を予防するためには、それに関わる要因に対する適切な対策があることについて理解できるようにする必要がある。また、健康な生活と疾病の予防に関する課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現することができるようにすることが必要である。さらに、自他の健康に関心を持ち、現在だけでなく生涯を通じて健康の保持増進や回復に主体的に取り組む態度を身に付けることが必要である。

このため、本内容は、健康の保持増進や生活習慣病などを予防するためには、適切な運動、食事、休養及び睡眠が必要であること、生活行動と健康に関する内容として喫煙、飲酒、薬物乱用を取り上げ、これらと健康との関係を理解できるようにすること、また、疾病は主体と環境が関わりながら発生するが、疾病はそれらの要因に対する適切な対策、例えば、感染症への対策や保健・医療機関や医薬品を有

効に利用することなどによって予防できること、社会的な取組も有効であることなどの知識と健康な生活と疾病の予防に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成している。

ア 知識

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

㉞ 喫煙と健康

喫煙については、たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること、また、常習的な喫煙により、がんや心臓病など様々な疾病を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

㉟ 飲酒と健康

飲酒については、酒の主成分のエチルアルコールが中枢神経の働きを低下させ、思考力、自制力、運動機能を低下させたり、事故などを起こしたりすること、急激に大量の飲酒をすると急性中毒を起こし意識障害や死に至ることもあることを理解できるようにする。また、常習的な飲酒により、肝臓病や脳の疾病など様々な疾病を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の飲酒については、身体に大きな影響を及ぼし、エチルアルコールの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

㊱ 薬物乱用と健康

薬物乱用については、覚醒剤や大麻を取り上げ、摂取によって幻覚を伴った激しい急性の錯乱状態や急死などを引き起こすこと、薬物の連用により依存症状が現れ、中断すると精神や身体に苦痛を感じるようになるなど様々な障害が起きることを理解できるようにする。

また、薬物乱用は、個人の心身の健全な発育や人格の形成を阻害するだけでなく、社会への適応能力や責任感の発達を妨げるため、暴力、非行、犯罪など家庭・学校・地域社会にも深刻な影響を及ぼすこともあることを理解できるようにする。

喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、好奇心、なげやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されること、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにする。

また、体育分野との関連を図る観点から、フェアなプレイに反するドーピングの健康への影響についても触れるようにする。

イ 思考力、判断力、表現力等

健康な生活と疾病の予防に関わる事象や情報から課題を発見し、疾病等のリスクを軽減したり、生活の質を高めたりすることなどと関連付けて解決方法を考え、適切な方法を選択し、それらを伝え合うことができるようにする。

〈例示〉

- ・ 生活習慣病及びがんの予防や、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康について、習得した知識を自他の生活と比較したり、活用したりして、疾病等にかかるリスクを軽減し健康の保持増進をする方法を選択すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1) のアの(ア) 及び(イ) は第1学年、(1) のアの(ウ) 及び(エ) は第2学年、

(1) のアの(オ) 及び(カ) は第3学年で取り扱うものとし、(1) のイは全ての学年で取り扱うものとする。内容の(2) は第1学年、(3) は第2学年、(4) は第3学年で取り扱うものとする。

(4) 内容の(1) のアの(エ) については、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物は、覚醒剤や大麻等を取り扱うものとする。

(11)保健分野の指導に際しては、自他の健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

(1) は、内容の「(1) 健康な生活と疾病の予防」を第1学年から第3学年で、「(2) 心身の機能の発達と心の健康」を第1学年で、「(3) 傷害の防止」を第2学年で、「(4) 健康と環境」を第3学年で指導することを示したものである。

(3) から(10)については、「2内容」で解説した。

(11)は、自分はもとより他者の健康に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うことにより、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成していくことを示したものである。

指導に当たっては、生徒の内容への興味・関心を高めたり、思考を深めたりする発問を工夫すること、自他の日常生活に関連が深い教材・教具を活用すること、事例などを用いたディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習、実験、課題学習などを取り入れること、また、必要に応じてコンピュータ等を活用すること、学校や地域の実情に応じて、保健・医療機関等の参画を推進すること、必要に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員などとの連携・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うよう配慮することを示したものである。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 (2) イ 保健分野の授業時数は、3学年間を通じて適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当すること。

〈保健分野の学年別授業時数〉

保健分野の学年別の授業時数の配当については、3学年間を通して適切に配当するとともに、生徒の興味・関心や意欲などを高めながら効果的に学習を進めるため、学習時間を継続的又は集中的に設定することが望ましいことを示している。特に今回の改訂によって、「(1) 健康な生活と疾病の予防」の内容が第1学年から第3学年にわたって指導することとし、「(2) 心身の機能の発達と心の健康」、「(3) 傷害の防止」、「(4) 健康と環境」の内容を指導する学年がそれぞれ指定されていることから、各学年おおよそ均等な時間を配当できるようになっている。ただし、課題学習においては、課題追究あるいは調べる活動の時間を十分確保するために、次の授業時間との間にゆとりを持たせるなどの工夫をすることも効果的であると考えられる。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

(2) エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進するこ

とや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

具体的な活動の工夫としては、心の健康や体力の向上に関する事、口腔の衛生、生活習慣病とその予防、食事・運動・休養の効用と余暇の活用、喫煙、飲酒、薬物乱用などの害に関する事、ストレスへの対処と自己管理などに関する題材を設定し、身近な視点からこれらの問題を考え意見を交換できるような話し合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を活用して展開していくことが考えられる。

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵（かん）養、体力の向上などに資するようにすること。

①健康安全・体育的行事のねらいと内容

健康安全・体育的行事としては、健康診断、薬物乱用防止指導、防犯指導、交通安全指導、避難訓練や防災訓練、健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事、運動会（体育祭）、競技会、球技会などが考えられる。

②実施上の留意点

イ 健康安全に関する行事については、自転車運転時などの交通規則を理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けること。

◇ 高等学校学習指導要領（平成30年3月告示） ＊□枠内は解説

第1章 総則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

- 2(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

更に、心身の健康の保持増進に関する指導においては、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから、生徒が健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第5款1(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

第2章 各学科に共通する各教科（第6節 保健体育）

第2款 各科目（第2 保健）

1 目標

保健の見方・考え方を働かせ、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を次のとおり育成する。

- (1) 個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

保健では、生徒が保健の見方・考え方を働かせて、課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指して、保健の知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等の三つの柱で目標を設定した。

2 内容

- (1) ア(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の

健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

我が国の疾病構造や社会の変化に対応して、健康課題や健康の考え方が変化するとともに、様々な健康への対策、健康増進の在り方が求められている。したがって、健康を保持増進するためには、一人一人が健康に関して深い認識をもち、自らの健康を適切に管理すること及び環境を改善していくことが重要であることを理解できるようにする必要がある。また、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であるというヘルスプロモーションの考え方に基づいて現代社会の様々な健康課題に関して理解するとともに、その解決に向けて思考・判断・表現できるようにする必要がある。

このため、本内容は、我が国において現代の健康課題がみられること、健康の考え方が変化してきていること、健康の保持増進には健康に関する個人の適切な意思決定や行動選択及び環境づくりが関わること、感染症の発生や流行には時代や地域によって違いが見られ、それに対応した対策が必要であること、生活習慣病などの予防と回復には調和のとれた生活の実践とともに疾病の早期発見、治療及び社会的な対策が必要であること、喫煙、飲酒、薬物乱用などは健康や社会に大きな影響を与えることから、個人への働きかけや社会環境への対策が必要であること、精神疾患の早期発見や罹患後の対策が必要であることなどを中心として構成している。

ア 知識

(エ) 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

⑦ 喫煙、飲酒と健康

喫煙や飲酒は、生活習慣病などの要因となり心身の健康を損ねることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。

また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にす気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒の開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

⑧ 薬物乱用と健康

コカイン、MDMAなどの麻薬、覚醒剤、大麻、など、薬物の乱用は、心身の健康、社会の安全などに対して深刻な影響を及ぼすことから、決して行ってはならないことを理解できるようにする。その際、危険ドラッグの問題があることにも適宜触れるようにする。

また、薬物乱用を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観や規範意識の育成などの個人への働きかけ、及び法的な規制や行政的な対応など社会環境への対策が必要であることを理解できるようにする。その際、薬物乱用の開始の背景には、自分の体を大切にす気持ちや社会の規範を守る意識の低下、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、インターネットを含む薬物を手に入れやすい環境などがあることにも適宜触れるようにする。

イ 思考力、判断力、表現力等

現代社会と健康に関わる事象や情報から課題を発見し、疾病等のリスクの軽減、生活の質の向上、健康を支える環境づくりなどと、解決方法を関連付けて考え、適切な方法を選択し、それらを説明することができるようにする。

<例示>

- ・ 喫煙、飲酒、薬物乱用の防止について、我が国のこれまでの取組を個人への働きかけと社会環

境への対策の面から分析したり、諸外国と比較したりして、防止策を評価すること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(1) のアの(エ) については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚醒剤、大麻等を取り扱うものとする。

(1) から(8) については、「3 内容」で解説した。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 (4) 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させること。

「保健」の年間指導計画については、課程の種別にかかわらず、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させるよう作成しなければならない。

「保健」については、小学校第3学年から中学校第3学年まで毎学年学習することとなっている。高等学校では、これに継続して学習させることによって、学習の効果を上げることをねらったものである。

なお、「入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修する」こととしたのは、高等学校においてもできるだけ長い期間継続して学習し、健康や安全についての興味・関心や意欲を持続させ、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎となるよう配慮したものである。

2 (5) 「体育」と「保健」で示された内容については、相互の関連が図られるよう、それぞれの内容を適切に指導した上で、学習成果の関連が実感できるよう留意すること。

これは、年間計画の作成や指導内容の充実にあたって、科目体育と科目保健の連携を図った指導の重要性を示したものである。

保健体育科の目標においては、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」として、(1) 知識及び技能、(2) 思考力、判断力、表現力等、(3) 学びに向かう力、人間性等の目標を示しており、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成を重視する観点から、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接につながっていることを実感したりできるようにすることが求められる。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕

2 内容

(2) オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

さらに近年、高校生の飲酒や喫煙の問題の深刻化、さらには薬物乱用なども指摘されており、これらの問題に関わって、心身の健康とのかかわりや薬物乱用等に陥る心理や背景などについて具体性に富んだ取り上げ方をすることが大切であり、特に、薬物乱用については、その有害性、違法性について正しく理解させ、薬物乱用は絶対に行ってはならないし、許されることではないという認識を身に付けさせ

ることが必要である。

具体的な活動の工夫としては、心の健康や体力の向上に関すること、口腔の衛生、生活習慣病とその予防、食事・運動・休養の効用と余暇の活用、喫煙、飲酒、薬物乱用などの害に関すること、性情報への対応や性の逸脱行動に関すること、エイズや性感染症などの予防に関すること、ストレスへの対処と自己管理などに関する題材を設定するとともに、科学的なデータ等を生徒自身が活用しながらこれらの問題を自分事として捉え、意見を交換できるような話合いや討論、実践力の育成につながるロールプレイングなどの方法を用いて展開していくことが考えられる。また、地域の安全や防災に関わる活動において、すでに高校生が力を発揮している事例を取り上げることも有効である。

〔学校行事〕

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵(かん)養、体力の向上などに資するようにすること。

①健康安全・体育的行事のねらいと内容

健康安全・体育的行事としては、健康診断、疾病予防、薬物乱用防止指導、防犯指導、交通安全指導、避難訓練や防災訓練、健康・安全に関する意識や実践意欲を高める行事、体育祭(運動会)、各種の球技大会や競技会などが考えられる。

これらの行事の中には、学校保健安全法や消防法の規定に従って実施されるものもあるが、いずれも学校教育の内容として取り上げる以上、それぞれのねらいを明らかにし、教育的な価値を十分に生かすように配慮することが大切である。

②実施上の留意点

イ 健康安全に関する行事については、最近の事故の実態、交通規則などを理解させ、事故防止に対する知識や態度を体得させるとともに、自然災害や犯罪などの非常事態に際し、沈着、冷静、迅速、的確に判断して対処する能力を養い、自他の安全を確保することのできる能力を身に付けさせること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為の有害性や違法性、防犯や情報への適切な対処や行動について理解させ、正しく判断し行動できる態度を身に付けさせること。

「第五次全国薬物乱用防止五か年戦略」(概要)

※平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資料へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバー・ハートルール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び
「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップの概要

平成30年8月3日
薬物乱用対策推進会議

■ [情 勢]

- 平成29年中の薬物事犯の検挙人員は、14,019人(+178人/+1.3%)。うち覚醒剤事犯の検挙人員は、10,284人(-323人/-3.0%)と減少したが依然として1万人を超えて高水準で推移しており、大麻事犯の検挙人員は、3,218人(+496人/+18.2%)と4年連続して増加し、過去最多となった。
- 平成29年中の覚醒剤押収量は、1136.6kg(-384.8kg/-25.3%)と若干減少したものの、平成28年に引き続き1トンを超える押収量を記録した。また、乾燥大麻の押収量についても、270.5kg(+110.8kg/+69.4%)と、2年連続で大幅に増加した。
- 平成29年中の少年及び20歳代の検挙人員は、覚醒剤事犯は1,334人(-103人/-7.2%)と減少したが、大麻事犯は1,519人(+282人/+22.8%)と4年連続で増加した。
- 平成29年中の覚醒剤事犯の再犯者率は、65.5%(+0.6%)であり、再犯者率の上昇は継続している。
- 平成29年中の薬物密輸入事犯の検挙人員は、316人(+69人/+27.9%)と増加した。
- 平成29年中の危険ドラッグ事犯の検挙人員は、726人(-262人/-26.5%)。うち指定薬物に係る医薬品医療機器法違反の検挙人員は、653人(-173人/-20.9%)と大幅に減少した。

フォローアップの概要

◎は「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に関するもの

■ 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

- 関係機関に対し、薬物乱用防止教室の充実強化について周知依頼を行い、小学校、中学校、高等学校等において薬物乱用防止教室の開催率が向上した。(実施率83.5%/+1.0%) [文科・警察・財務・厚労]
- ◎ 各種運動、キャンペーンの実施、啓発用パンフレット、ポスターや読本の作成・配布、「政府広報オンライン」や「政府インターネットテレビ」での動画の配信等多様な媒体を用いた広報啓発活動を実施した。[内閣官房・内閣府・警察・消費者・文科・厚労・国交]
- ◎ 都道府県・指定都市及び関係機関等に対し、薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について依頼し、危険ドラッグや大麻等、若年層に広がりを見せる薬物を始めとする薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識や相談窓口の周知徹底等を図った。[厚労・内閣・警察・消費者・法務・財務・文科]

■ 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

- 刑事施設において、刑の一部の執行猶予制度の趣旨を踏まえ、薬物依存離脱指導の標準プログラムを改正し、その定着に努めるとともに、改正後の標準プログラムに対応した視聴覚教材を整備などを行い、薬物依存離脱指導実施体制の充実強化を図った。[法務]
- 「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、地域で薬物依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援した。[厚労]
- 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、医療・保健・福祉機関等との一層の連携を図った。[法務]
- 「再乱用防止対策講習会」等の開催や「依存症対策総合支援事業」等により、依

存症者の家族等に対し、認知行動療法を用いた心理教育プログラムの提供を行い、依存症者への対応力を向上させ、依存症家族の支援を図った。〔厚労〕

■ 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

- 末端密売人等からの徹底した突き上げ捜査による、組織の中枢に位置する者に焦点を当てた取締りを実施し、平成29年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等5,616人を薬物事犯により検挙した。〔警察・厚労〕
- 平成29年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を36人、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を192人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約3億5,652万円に上った。〔法務〕
- ◎ 平成29年中、統一的な戦略による取締りを重点的に推進した結果、薬物事犯者13,542人（うち覚醒剤事犯10,113人、大麻事犯3,008人）、危険ドラッグ関連事件を651人検挙した。〔警察〕
- ◎ インターネット監視や買い上げ調査を通じて流通している危険ドラッグの把握に努めるとともに、国内流通前の物質についての情報も積極的に収集し、平成29年度で19物質を新たに指定薬物に指定した。〔厚労〕
- 危険ドラッグ事犯が減少する一方、再び増加傾向にある大麻事犯について取締りを強化したことにより、平成29年中、大麻取締法違反で209人を検挙した。〔厚労〕

■ 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

- 密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢等について情報共有を図るとともに、密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、船舶等を利用した大量の覚醒剤密輸入事件を相次いで摘発した結果、平成29年中、税関における覚醒剤の密輸入押収量は約1,159kgを記録し、平成28年に引き続き1トンを超えた。〔警察・総務・法務・財務・厚労・海保〕
- ◎ 平成30年3月末時点で輸入される危険ドラッグ95物品を医薬品医療機器法に基づき輸入通関手続きを差し止め、うち23物品に検査命令等を実施し、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底に努めた。〔財務・厚労〕
- 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）と情報交換を行うとともに、麻薬原料物質に関する貿易管理の取組状況について、輸出事業者等85社に対して講演会を実施した。〔厚労・経産〕

■ 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

- 第61会期国連麻薬委員会において、米国提案のオピオイドの乱用に係る対策強化の決議の共同提案国となるなど、国際的な薬物対策に係る議論に貢献した。〔外務・警察・海保・厚労・財務〕
- ◎ 国連薬物・犯罪事務所への拠出を通じて、危険ドラッグ（NPS）対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）等を実施するとともに、アフガニスタン及びその周辺地域に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等を幅広く実施した。〔外務〕
- ◎ アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）を東京都内で開催し、30か国、2地域、4国際機関の参加を得て、覚醒剤や危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。〔警察〕

「薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集」作成作業部会委員

武藤 紀子	宇都宮市立雀宮中央小学校 教諭
伏木智佳子	野木町立新橋小学校 養護教諭
櫻井 恵実	足利市立小俣小学校 養護教諭
白石 彩子	鹿沼市立北中学校 養護教諭
櫻井 知子	真岡市立久下田中学校 養護教諭
磯 美佳	大田原市立親園中学校 養護教諭
高崎 徹	栃木県立宇都宮工業高等学校 教諭
川上 栄二	栃木県立真岡高等学校 教諭
高橋 伸也	栃木県立大田原高等学校 教諭
荒川 一志	栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所 副主幹
墨野倉泰宏	栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所 副主幹
熊木 則裕	栃木県教育委員会事務局学校教育課 副主幹

なお、本書の作成にあたり、下記の薬物乱用防止教室推進協議会の方々から多大な御援助いただきました。

廣田 孝之	栃木県薬剤師会 常務理事
渡邊 武夫	栃木県薬物乱用防止指導員 宇都宮地区代表
川島 敏武	栃木県保健福祉部薬務課 副主幹
金子 勉	栃木県警察本部生活安全部少年課 係長

事務局

栃木県教育委員会事務局学校安全課

本書は、文部科学省の「薬物乱用防止教育等推進事業」委託事業として、栃木県が実施した薬物乱用防止教室推進事業において作成したものです。

VERY 
GOOD
LOCAL

とちぎ